

株 主 各 位

東京都千代田区丸の内一丁目11番1号
ガンホー・オンライン・エンターテイメント株式会社
代表取締役社長 坂井 一也

第29期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第29期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、当日ご出席されない場合は、インターネット等又は書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、2026年3月27日（金曜日）午後6時までに、「議決権行使についてのご案内」（3頁から5頁まで）の方法により議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 開催日時 2026年3月30日（月曜日）午前10時（受付開始予定午前9時）
2. 開催場所 東京都港区高輪三丁目13番1号
グランドプリンスホテル新高輪「国際館パミール」
（末尾の「株主総会会場のご案内」をご参照ください。）
3. 目的事項
報告事項
 1. 第29期（2025年1月1日から2025年12月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第29期（2025年1月1日から2025年12月31日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項

<会社提案議案（第1号議案から第3号議案まで）>

第1号議案 取締役10名選任の件

第2号議案 取締役の業績連動報酬（金銭報酬）額改定の件

第3号議案 取締役に対する業績連動型譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

<株主提案議案（第4号議案から第13号議案まで）>

第4号議案 特定の株主からの自己株式取得の件

第5号議案 剰余金処分の件

第6号議案 剰余金の配当の決定機関に係る定款変更の件

第7号議案 取締役会議長の選任に係る定款変更の件

第8号議案 取締役会長の選任に係る定款変更の件

第9号議案 タイトル別売上げの開示に係る定款変更の件

第10号議案 定款一部変更（第三者委員会の設置と調査報告書の公表）の件

第11号議案 定款一部変更（資本コストの開示）の件

第12号議案 定款一部変更（取締役報酬の個別開示）の件

第13号議案 自己株式の取得の件

4. 電子提供措置に関する事項

本総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイト「第29期定時株主総会招集ご通知」及び「第29期定時株主総会その他の電子提供措置事項（交付書面省略事項）」として株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）を掲載しております。

当社ウェブサイト

<https://www.gungho.co.jp/jp/ir/stock/meeting.html>



電子提供措置事項は、上記ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しております。下記の東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）にアクセスして、「銘柄名（会社名）」に「ガンホー・オンライン・エンターテイメント」又は「コード」に「3765」を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類/PR情報」を選択のうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpix.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



5. 招集にあたっての決定事項

- ・インターネット等及び書面（郵送）の両方で議決権行使をされた場合は、インターネット等による議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネット等により複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
- ・書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、会社提案については賛、株主提案については否の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

以上

~~~~~  
<株主様へのお知らせ>

- ◎株主総会ご出席の株主様へのお土産はご用意しておりませんので、あらかじめご了承くださいませようお願い申し上げます。
- ◎本総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたしますが、法令及び当社定款第16条の規定に基づき、次に掲げる事項につきましては、お送りする書面には記載していません。
  - ①主要な事業内容、②主要な営業所、③使用人の状況、④主要な借入先の状況、⑤その他企業集団の現況に関する重要な事項、⑥会社の新株予約権等に関する事項、⑦会計監査人の状況、⑧業務の適正を確保するための体制及びその運用状況の概要、⑨連結株主資本等変動計算書、⑩連結注記表、⑪株主資本等変動計算書、⑫個別注記表なお、これらの事項は、会計監査人が会計監査報告を、監査役が監査報告を作成するに際して監査した対象書類に含まれております。
- ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにて修正内容を掲載させていただきます。
- ◎本総会の決議結果につきましては、当社ウェブサイトに掲載させていただきます。
- ◎株主でない代理人及びご同伴の方など、株主以外の方は株主総会にご出席いただけませんので、ご注意くださいませようお願い申し上げます。



## 議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様のご大切な権利です。  
株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきます  
ようお願い申し上げます。  
議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



### 株主総会に ご出席される場合

議決権行使書用紙を会場  
受付にご提出ください。

日 時

2026年3月30日（月曜日）  
午前10時（受付開始予定:午前9時）



### インターネット等で議決権 を行使される場合

5ページの案内に従って、  
議案に対する賛否をご入  
力ください。

行使期限

2026年3月27日（金曜日）  
午後6時入力完了分まで



### 書面（郵送）で議決権を 行使される場合

議決権行使書用紙に議案  
に対する賛否をご表示の  
うえ、ご返送ください。

行使期限

2026年3月27日（金曜日）  
午後6時到着分まで

# 議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

同封の議決権行使書用紙に賛否をご記入いただき、切手を貼らずにご投函ください。

| 議決権行使書                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |  |  | 株主名簿                                                   |  |  |                                                                                          |  |  |  |  |  |  | 議決権行使回数 |  |  | 預                                                  |  |  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |  |  |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|--|--------------------------------------------------------|--|--|------------------------------------------------------------------------------------------|--|--|--|--|--|--|---------|--|--|----------------------------------------------------|--|--|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|--|
| <p>議決権行使書用紙に賛否の表示をされる場合は、会社提案については賛、株主提案については否の表示が求められます。ご記入の際は、必ず「賛」または「否」の表示をお願いします。</p> <p>2023年3月 日</p> <p>議決権行使書用紙に賛否の表示をされる場合は、会社提案については賛、株主提案については否の表示が求められます。ご記入の際は、必ず「賛」または「否」の表示をお願いします。</p> <p>2023年3月 日</p> <p>議決権行使書用紙に賛否の表示をされる場合は、会社提案については賛、株主提案については否の表示が求められます。ご記入の際は、必ず「賛」または「否」の表示をお願いします。</p> |  |  | <b>会社提案</b><br>第1号議案 (1号議案) 第2号議案 第3号議案<br>賛 否 賛 否 賛 否 |  |  | <b>株主提案</b><br>第4号議案 第5号議案 第6号議案 第7号議案 第8号議案 第9号議案 第10号議案<br>賛 否 賛 否 賛 否 賛 否 賛 否 賛 否 賛 否 |  |  |  |  |  |  |         |  |  | <b>株主提案</b><br>第11号議案 第12号議案 第13号議案<br>賛 否 賛 否 賛 否 |  |  | お 願 い<br>1. 株主総会にご出席されない場合は、この議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2023年3月27日午後6時までに投函するようご返送ください。<br>2. 第1号議案の賛否をご表示の際、一部の候補者につき賛否を別記をされる場合は、「株主総会参考書類」に記載の当該候補者の賛否をご記入ください。<br>3. 賛否のご表示は、届名のログインにより、はかりしご印をご記入ください。<br>4. 議決権をインターネットで行われる場合、下記のQRコードをスマートフォンで読み取るか、裏面記載のウェブサイトにてアクセスし2023年3月27日午後6時までに投函ください。この場合、議決権行使書を送る必要はありません。 |  |  |

（ご注意）株主提案につきましては、当社取締役会は反対しております。株主総会参考書類27頁以降をご参照ください。

ガホ・オンライン・エンターテインメント株式会社

※議決権行使書用紙はイメージです。

こちらに議案の賛否をご記入ください。

本総会におきましては、**会社提案議案**である第1号議案から第3号議案と**株主提案議案**である第4号議案から第13号議案がございます。

**当社取締役会は、株主提案議案のいずれにも反対しております。**

当社取締役会の反対意見については、株主総会参考書類27頁以降をご参照ください。

**当社取締役会意見にご賛同いただける場合は、下図のようにお示しください。**

| 会社提案         |       |       | 株主提案  |       |       |       |       |       |        |        |        |        |
|--------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|--------|--------|--------|--------|
| 第1号議案 (1号議案) | 第2号議案 | 第3号議案 | 第4号議案 | 第5号議案 | 第6号議案 | 第7号議案 | 第8号議案 | 第9号議案 | 第10号議案 | 第11号議案 | 第12号議案 | 第13号議案 |
| ○            | ○     | ○     | ○     | ○     | ○     | ○     | ○     | ○     | ○      | ○      | ○      | ○      |
| ○            | ○     | ○     | ○     | ○     | ○     | ○     | ○     | ○     | ○      | ○      | ○      | ○      |

会社提案議案  
「賛」に○

株主提案議案  
「否」に○

# インターネット等による議決権行使のご案内

## QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードをスマートフォンかタブレット端末で読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。  
※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ移行できます。

## 議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行株式会社  
電話：0120-652-031 (フリーダイヤル)  
受付時間 午前9時～午後9時

- ・機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。
- ・インターネットによる議決権行使は、株主様のインターネット利用環境によってはご利用いただけない場合がございます。
- ・議決権行使ウェブサイトへのアクセスに際して、通信料金及びプロバイダへの接続料金は株主様のご負担となりますので、ご了承ください。

## 株主総会参考書類

### 議案及び参考事項

<会社提案議案（第1号議案から第3号議案まで）>

#### 第1号議案 取締役10名選任の件

取締役全員（10名）は本総会終結の時をもって任期満了となります。  
つきましては、取締役10名の選任をお願いするものであります。  
取締役候補者は次のとおりであります。

| 候補者<br>番号                                                                                                                                                                                                                                                                                              | 氏 名<br>(生 年 月 日)                                                                                                                                 | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             | 所有する当<br>社の株式数 |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 1                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | <p>もりした かずき<br/>森 下 一 喜<br/>(1973年9月16日)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 10px auto;">再任</div> | <p>1994年4月 株式会社パルテック入社<br/>1996年7月 株式会社ソフトクリエイト入社<br/>2000年3月 ドルフィン・ネット株式会社 取締役<br/>2000年12月 キッカーズ放送網株式会社 取締役<br/>2001年5月 オンセール株式会社（現当社）<br/>E-サービス部長<br/>2002年8月 当社 C00<br/>2004年1月 当社 代表取締役社長<br/>2005年12月 株式会社ゲームアーツ 取締役<br/>2008年3月 同社 代表取締役社長<br/>2026年2月 当社 取締役会長 最高開発責任者<br/>(現任)<br/>株式会社ゲームアーツ 取締役会長<br/>(現任)</p> <p>(重要な兼職の状況)<br/>株式会社ゲームアーツ 取締役会長<br/>Gravity Co.,Ltd. 理事（取締役）</p> | 1,159,600株     |
| <p>【取締役候補者とした理由】<br/>森下一喜氏は、2004年1月から2026年1月まで約22年にわたり代表取締役社長を務め、当社の経営を牽引するとともに、「パズル&amp;ドラゴンズ」及び「ラグナロクオンライン」等のゲーム開発・運営等において中心的役割を果たすなど、これまでの当社の飛躍的な成長・発展に大きく貢献してまいりました。2026年2月からは、ゲーム開発に一層専念するために、取締役会長 最高開発責任者に就任し、当社の企業価値向上に資するべく適切な役割を果たしております。当社の更なる飛躍のために尽力いただきたく、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。</p> |                                                                                                                                                  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |                |

| 候補者<br>番号                                                                                                                                                                                                                   | 氏 名<br>(生 年 月 日)                                                                                                                  | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    | 所有する当<br>社の株式数 |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 2                                                                                                                                                                                                                           | さ か い か ず や<br>坂 井 一 也<br>(1965年1月28日)<br><br><div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">再任</div> | 1987年4月 株式会社九州相互銀行（現株式会社十八親和銀行）入行<br>1993年1月 エクス・ツールズ株式会社入社<br>2002年4月 同社 代表取締役社長<br>2004年4月 当社入社 CFO 管理部長<br>2005年3月 当社 取締役<br>2006年1月 当社 CFO 管理本部長<br>2008年4月 当社 CFO 財務戦略本部長<br>2009年4月 当社 CFO 経営管理本部長<br>2009年10月 当社 常務執行役員<br>2010年8月 当社 CFO 財務経理本部長<br>2011年1月 当社 CFO 常務執行役員財務経理本部長兼経営管理本部長<br>2011年7月 当社 CFO兼IRO 常務執行役員財務経理本部長<br>2012年3月 当社 CFO兼IRO 財務経理本部長<br>2014年4月 当社 CFO 財務経理本部長<br>2017年3月 株式会社ゲームアーツ 取締役<br>2026年2月 当社 代表取締役社長 CEO（現任）<br>株式会社ゲームアーツ 代表取締役社長（現任）<br><br>（重要な兼職の状況）<br>株式会社ゲームアーツ 代表取締役社長<br>Gravity Co.,Ltd. 理事（取締役）<br>GungHo Online Entertainment Asia Pacific Pte.Ltd. Director（取締役） | 100,000株       |
| <p>【取締役候補者とした理由】</p> <p>坂井一也氏は、当社創業初期から長年にわたり財務・経理の統括責任者を務めるとともに、当社と株主との対話において中心的な役割を果たしてまいりました。2026年2月からは代表取締役社長 CEOとして、当社の企業価値向上に資するべく、より一層のリーダーシップを発揮しております。引き続き、当社の持続的な成長と企業価値向上のために尽力いただきたく、取締役として選任をお願いするものであります。</p> |                                                                                                                                   |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |                |

| 候補者<br>番号                                                                                                                                                                            | 氏 名<br>(生 年 月 日)                                                                                                                    | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              | 所有する当<br>社の株式数 |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 3                                                                                                                                                                                    | きたむら よしのり<br><b>北村佳紀</b><br>(1968年6月11日)<br><br><div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">再任</div> | 1992年4月 株式会社学生援護会(現パーソルキャリア株式会社)入社<br>1995年1月 株式会社ロスマンズジャパン入社<br>1999年9月 ICC株式会社入社<br>2002年1月 エヌ・シー・ジャパン株式会社入社<br>2003年2月 当社入社 マーケティング部長<br>2006年1月 当社 マーケティング本部長<br>2006年3月 当社 取締役(現任)<br>2007年7月 当社 国際事業統括本部長<br>2009年10月 当社 常務執行役員国際本部長<br>2012年3月 当社 国際本部長<br>2015年10月 当社 GV事業本部長(現任)<br><br>(重要な兼職の状況)<br>Gravity Co.,Ltd. 理事(取締役) COO兼CCO | 40,000株        |
| <b>【取締役候補者とした理由】</b><br>北村佳紀氏は、当社創業初期からゲーム事業の成長に貢献し、特に韓国子会社のGravityグループの統括責任者として、大きく発展した同社の事業を牽引してまいりました。当社の更なる成長と発展のために尽力いただきたく、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。                          |                                                                                                                                     |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |                |
| 4                                                                                                                                                                                    | よしだ こうじ<br><b>吉田康二</b><br>(1953年11月27日)<br><br><div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">再任</div>  | 1977年4月 アラビア石油株式会社入社<br>2000年5月 任天堂株式会社入社<br>2002年1月 同社 総務部長<br>2005年10月 同社 総務本部長<br>2006年6月 同社 取締役<br>2011年4月 当社入社 経営管理本部長代行<br>2011年7月 当社 COO兼CCMO 経営管理本部長(現任)<br>2012年3月 当社 取締役(現任)<br><br>(重要な兼職の状況)<br>Gravity Co.,Ltd. 理事(取締役)<br>GungHo Online Entertainment Asia Pacific Pte.Ltd.<br>Director (取締役)                                     | 11,500株        |
| <b>【取締役候補者とした理由】</b><br>吉田康二氏は、法務・人事・総務等、管理部門に関する幅広い見識と豊富な経験を有しており、任天堂株式会社での取締役としての経験を活かして当社においても経営管理部門の統括責任者として飛躍的な発展に貢献してまいりました。当社の更なる成長と発展のために尽力いただきたく、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。 |                                                                                                                                     |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |                |

| 候補者<br>番号                                                                                                                                                       | 氏 名<br>(生 年 月 日)                                                                                                                                     | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     | 所有する当<br>社の株式数 |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 5                                                                                                                                                               | <p style="text-align: center;">いちかわ あきひこ<br/>市川 彰彦<br/>(1973年5月22日)</p> <p style="text-align: center; border: 1px solid black; padding: 2px;">再任</p> | <p>1992年4月 横浜フリーゲルズ入団</p> <p>1995年5月 株式会社ソフトクリエイト入社</p> <p>2000年5月 ドルフィン・ネット株式会社 取締役</p> <p>2000年12月 キッカーズ放送網株式会社入社</p> <p>2002年2月 株式会社バルシステム24入社</p> <p>2004年10月 株式会社メディアン入社</p> <p>2005年10月 当社入社</p> <p>2007年3月 株式会社ゲームアーツ 取締役</p> <p>2008年4月 当社 執行役員 新規事業開発室長</p> <p>2009年12月 当社 執行役員 ゲーム事業部<br/>モバイル・コンシューマ本部長</p> <p>2012年1月 当社 執行役員 開発本部 第1企画<br/>開発本部長</p> <p>2015年10月 当社 執行役員<br/>当社 パートナー・パブリッシング本<br/>部長 (現任)</p> <p>2021年3月 当社 取締役 (現任)</p> | 4,220株         |
| <p><b>【取締役候補者とした理由】</b></p> <p>市川彰彦氏は、当社創業初期から当社の事業に関わり、かかる幅広い見識と豊富な経験をもとにパートナー・パブリッシング事業等の推進に携わってまいりました。当社の今後の成長と発展のために尽力いただきたく、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。</p> |                                                                                                                                                      |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |                |

| 候補者<br>番号                                                                                                                                                                                                                                                                           | 氏 名<br>(生 年 月 日)                                                                                                                     | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            | 所有する当<br>社の株式数 |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 6                                                                                                                                                                                                                                                                                   | <p>おおにし ひでつぐ<br/>大 西 秀 亜<br/>(1964年3月7日)</p> <p style="text-align: center;">再任</p> <p style="text-align: center;">社外取締役<br/>独立役員</p> | <p>1986年4月 株式会社富士銀行（現株式会社みずほ銀行）入行</p> <p>1999年12月 富士キャピタルマネジメント株式会社（現MCPパートナーズ株式会社） インベストメントオフィサー</p> <p>2002年2月 株式会社リンク・セオリー・ホールディングス（現株式会社リンク・セオリー・ジャパン） 取締役CFO</p> <p>2009年9月 株式会社ファーストリテイリング 執行役員CFO</p> <p>2011年4月 株式会社アバージェンス 代表取締役（現任）</p> <p>2011年6月 合同会社インテグリティ 共同代表（現任）</p> <p>2016年3月 当社 取締役（現任）</p> <p>2016年3月 株式会社ベーシック 社外取締役</p> <p>2018年4月 同社 社外取締役（監査等委員）（現任）</p> <p>2019年5月 アークランドサカモト株式会社（現アークランズ株式会社） 社外監査役</p> <p>2021年4月 株式会社キューブ 社外取締役（現任）</p> <p>2022年5月 アークランズ株式会社 社外取締役（監査等委員）</p> <p>2024年1月 クラシコ株式会社 社外取締役（現任）</p> <p>（重要な兼職の状況）<br/>合同会社インテグリティ 共同代表<br/>株式会社アバージェンス 代表取締役<br/>株式会社キューブ 社外取締役</p> | 1,000株         |
| <p>【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】</p> <p>大西秀亜氏は、企業経営に関する豊富な経験と幅広い見識を有しております。経営全般に関する知見、特に財務会計に関する高度な知識や豊富な経験及びグローバルな視点に基づいた助言をいただくことにより当社の継続的な成長と企業価値の更なる向上が期待されるため、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。</p> <p>なお、同氏の当社社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって10年となります。また、再任が承認された場合には、同氏は引き続き独立役員となる予定です。</p> |                                                                                                                                      |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |                |

| 候補者番号                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | 氏名<br>(生年月日)                                                                                                                                | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                | 所有する当社の株式数 |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 7                                                                                                                                                                                                                                                                                                             | たなか すすむ<br>田中 晋<br>(1953年3月11日)<br><br><div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">再任</div><br>社外取締役<br>独立役員 | 1976年4月 任天堂株式会社入社<br>2012年7月 同社 業務本部副本部長<br>2013年6月 同社 取締役業務本部長<br>2016年6月 同社 上席執行役員業務本部長<br>2018年6月 同上 退任<br>同社 顧問<br>2019年6月 同上 退任<br>2020年3月 当社 取締役(現任)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        | -          |
| <b>【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】</b>                                                                                                                                                                                                                                                                            |                                                                                                                                             |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |            |
| 田中晋氏は、任天堂株式会社において長年培ってきた国内外のゲーム事業に関する豊富な経験と高い知見を有し、同社における取締役としての経験を活かして当社の経営全般に助言をいただいております。今後も、当社の経営全般に亘り助言をいただくことにより、当社の継続的な成長と企業価値の更なる向上を図るため、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、同氏の当社社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって6年となります。また、再任が承認された場合には、同氏は引き続き独立役員となる予定です。                                                        |                                                                                                                                             |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |            |
| 8                                                                                                                                                                                                                                                                                                             | はら えつこ<br>原 悦子<br>(1974年10月18日)<br><br><div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">再任</div><br>社外取締役<br>独立役員 | 2001年10月 弁護士登録(第二東京弁護士会)<br>アンダーソン・毛利法律事務所(現アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業) 入所<br>2006年9月 Allen & Overy 法律事務所勤務<br>2007年4月 ニューヨーク州弁護士登録<br>2011年1月 アンダーソン・毛利・友常法律事務所(現アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業) パートナー弁護士(現任)<br>2012年4月 法務省日本法令外国語訳推進会議委員<br>2013年4月 一橋大学法科大学院非常勤講師<br>2019年4月 東京大学大学院法学政治学研究所准教授<br>2022年4月 東京大学大学院法学政治学研究所非常勤講師(現任)<br>2024年3月 当社 取締役(現任)<br>2025年6月 関西電力株式会社 社外取締役(監査委員会委員)(現任)<br><br>(重要な兼職の状況)<br>アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業<br>パートナー弁護士<br>関西電力株式会社 社外取締役(監査委員会委員) | -          |
| <b>【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】</b>                                                                                                                                                                                                                                                                            |                                                                                                                                             |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |            |
| 原悦子氏は、弁護士としての豊富な経験と高い知見を有しており、その豊富な経験と幅広い見識に基づき当社の経営全般に助言いただくことで、コーポレートガバナンスを一層強化し、当社の継続的な成長と企業価値の更なる向上を図るため、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。同氏は、過去に社外取締役又は社外監査役となること以外の方法で会社経営に関与した経験はありませんが、上記の理由により社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。なお、同氏の当社社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。また、再任が承認された場合には、同氏は引き続き独立役員となる予定です。 |                                                                                                                                             |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |            |

| 候補者<br>番 号                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | 氏 名<br>(生 年 月 日)                                                                                                                                            | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                        | 所有する当<br>社の株式数 |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 9                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          | うちだ ひろゆき<br><b>内 田 博 之</b><br>(1973年10月10日)<br><br><div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">新任</div><br><br>社外取締役<br>独立役員 | 1996年4月 日本合同ファイナンス株式会社(現ジャフコ グループ株式会社) 入社<br>2001年4月 公認会計士登録<br>2006年1月 株式会社ファーストリテイリング 入社<br>2013年9月 同社 執行役員<br>2024年4月 税理士登録<br>内田博之公認会計士・税理士事務所 代表 (現任)<br>2025年10月 株式会社トランジットホールディングス 監査役 (現任)<br>一般財団法人オルトモスヘルスケア財団 監事 (現任)<br><br>(重要な兼職の状況)<br>内田博之公認会計士・税理士事務所 代表 | -              |
| <p>【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】</p> <p>内田博之氏は、公認会計士・税理士の資格を有しており、上場企業において執行役員として企業等の買収・資本提携等を通じたグローバルでの事業開発に関与するなど、企業経営に関する豊富な経験と幅広い見識を有しており、当社の持続的な成長と企業価値の更なる向上に貢献が期待できると判断されるため、社外取締役候補者いたしました。</p> <p>なお、同氏は東京証券取引所の定める独立役員の要件及び当社の定める社外役員の独立性に関する基準を満たしており、独立役員として同取引所へ届け出る予定であります。</p>                                                |                                                                                                                                                             |                                                                                                                                                                                                                                                                           |                |
| 10                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | まき え み こ<br><b>牧 恵 美 子</b><br>(1975年4月30日)<br><br><div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">新任</div><br><br>社外取締役<br>独立役員  | 2006年10月 弁護士登録 (第一東京弁護士会)<br>阿部・井窪・片山法律事務所 入所<br>2016年1月 阿部・井窪・片山法律事務所 パートナー弁護士 (現任)<br>2022年12月 弁理士登録<br>2023年4月 日本弁理士会執行理事<br>2025年3月 同上 退任<br><br>(重要な兼職の状況)<br>阿部・井窪・片山法律事務所 パートナー弁護士                                                                                 | -              |
| <p>【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】</p> <p>牧恵美子氏は、弁護士及び弁理士として知的財産権・企業法務の分野において豊富な経験と深い見識を有しており、当社の持続的な成長と企業価値の更なる向上に貢献が期待できると判断されるため、社外取締役候補者いたしました。同氏は、過去に社外取締役又は社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、当社の社外取締役としてその職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。</p> <p>なお、同氏は東京証券取引所の定める独立役員の要件及び当社の定める社外役員の独立性に関する基準を満たしており、独立役員として同取引所へ届け出る予定であります。</p> |                                                                                                                                                             |                                                                                                                                                                                                                                                                           |                |

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 責任限定契約の内容の概要  
当社は、現在、取締役 大西秀亜氏、田中晋氏及び原悦子氏との間でそれぞれ責任限定契約を締結しており、当該取締役候補者の再任が承認された場合には責任限定契約を継続する予定であります。また、内田博之氏及び牧恵美子氏の選任が承認された場合には当社は両名との間で同様の責任限定契約を締結する予定であります。なお、「責任限定契約の内容の概要」については、事業報告63頁をご参照ください。
3. 補償契約の内容の概要  
当社は、現在、取締役 森下一喜氏、坂井一也氏、北村佳紀氏、吉田康二氏、市川彰彦氏、大西秀亜氏、田中晋氏及び原悦子氏との間でそれぞれ補償契約を締結しており、当該取締役候補者の再任が承認された場合には補償契約を継続する予定であります。また、内田博之氏及び牧恵美子氏の選任が承認された場合には当社は両名との間で同様の補償契約を締結する予定であります。なお、「補償契約の内容の概要」については、事業報告63頁をご参照ください。
4. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要  
森下一喜氏、坂井一也氏、北村佳紀氏、吉田康二氏、市川彰彦氏、大西秀亜氏、田中晋氏及び原悦子氏は、現在、当社の取締役であり、当社は現在、当該8名の取締役候補者を被保険者として保険会社との間で役員等賠償責任保険(D&O保険)契約を締結しており、上記8名の再任が承認された場合には、当該保険契約の被保険者となる予定であります。当該保険契約は、2026年12月27日をもって期間が満了いたしますが、その後更新することを予定しております。また、内田博之氏及び牧恵美子氏の選任が承認された場合には、上記の保険契約の被保険者に含まれることとなります。なお、「役員等賠償責任保険契約の内容の概要」については、事業報告63頁をご参照ください。
5. 当社が2025年8月14日付で公表した「当社の元従業員による不正行為について」のとおり、当社の幹部級職員であった元従業員（以下「当該元従業員」といいます。）が、過去数年にわたり、単独で、架空の業務発注を介し、会社資金を流用するなどの不正行為（以下「本件不正行為」といいます。）に及んでいたことが判明いたしました。これを受け、当社は、独立社外監査役である吉川知宏氏及び根本真孝氏を中心とする社内調査チームを組成し、外部の法律事務所及び会計事務所のフォレンジックチームの支援を得て、当該元従業員を含む関係者からのヒアリング、当該元従業員が使用する端末のデジタルフォレンジック等による本件不正行為に関する詳細な事実関係の調査、類似事案の有無の調査、原因分析及び再発防止策の立案を進め、2025年12月17日付で公表した「(開示事項の経過)当社の元従業員による不正行為について」のとおり、当該調査結果を受けて社内体制を真摯に検証の上、複数の再発防止策を粛々と実行するとともに、取締役会において本件不正行為に関する再発防止策を積極的に議論・検討しております。
- 社外取締役候補者である大西秀亜氏、田中晋氏及び原悦子氏は、日頃から取締役会等において、グループガバナンスやコンプライアンス遵守等の視点に立った助言を行っており、本件不正行為の判明後には、取締役会等において、事実関係の全容解明、原因究明のための徹底した調査を求めるとともに、社内調査チームの報告及び提言を踏まえ、再発防止に向けたグループガバナンス体制の強化、コンプライアンス遵守の徹底及び体制の整備等に関する提言を行うなど、その職責を果たしております。

【ご参考】

当社取締役会が必要と考える各取締役の主な専門性・経験は以下のとおりです。

| 氏名            | 役職             | 経営<br>全般 | ゲーム<br>開発・<br>IP創出 | ゲーム<br>運営・<br>IP展開 | 財務<br>会計 | グロー<br>バル | 広報・<br>IR・マ<br>ーケティ<br>ング | 法務・<br>ガバナ<br>ンス | 人事・<br>労務 |
|---------------|----------------|----------|--------------------|--------------------|----------|-----------|---------------------------|------------------|-----------|
| 森下 一喜<br>(男性) | 取締役会長          | ●        | ●                  | ●                  |          | ●         | ●                         | ●                |           |
| 坂井 一也<br>(男性) | 代表取締役<br>社長    | ●        |                    |                    | ●        | ●         | ●                         |                  |           |
| 北村 佳紀<br>(男性) | 取締役            | ●        |                    | ●                  |          | ●         | ●                         |                  |           |
| 吉田 康二<br>(男性) | 取締役            | ●        |                    |                    |          | ●         |                           | ●                | ●         |
| 市川 彰彦<br>(男性) | 取締役            | ●        |                    | ●                  |          | ●         | ●                         |                  |           |
| 大西 秀垂<br>(男性) | 社外取締役/<br>独立役員 | ●        |                    |                    | ●        | ●         |                           |                  |           |
| 田中 晋<br>(男性)  | 社外取締役/<br>独立役員 | ●        |                    |                    |          | ●         | ●                         |                  |           |
| 原 悦子<br>(女性)  | 社外取締役/<br>独立役員 |          |                    |                    |          | ●         |                           | ●                |           |
| 内田 博之<br>(男性) | 社外取締役/<br>独立役員 | ●        |                    |                    | ●        | ●         |                           |                  |           |
| 牧 恵美子<br>(女性) | 社外取締役/<br>独立役員 |          |                    |                    |          | ●         |                           | ●                |           |

(注) 上記一覧表は、各候補者の有する全ての知見を表すものではありません。

#### 【ご参考】社外役員の独立性に関する基準

社外役員または社外役員候補者の独立性については、当社において合理的に可能な範囲で調査した結果、東京証券取引所が定める「独立性基準」に加え、次の各項目のいずれにも該当しないと判断される場合に、独立性を有しているものと判断します。

1. 当社グループの業務執行者または過去10年間に於いて業務執行者であった者
2. 当社グループの主要な取引先（注1）の業務執行者
3. 当社グループから役員報酬以外に多額の金銭その他の財産（注2）を得ているコンサルタント、会計専門家または法律専門家（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者をいう。）
4. 当社の発行済株式総数の10%以上の株式を保有する主要株主またはその業務執行者
5. 当社の借入額が当社総資産の2%を超える借入先またはその業務執行者
6. 当社グループより当該寄付先の年間総収入の2%を超える寄付を受けた者またはを受けた団体に所属する者
7. 過去3年間に於いて上記の2から6までに該当していた者
8. 上記の1から7までに該当する者の配偶者、二親等内の親族、同居の親族または生計を共にする者
9. 当社の社外役員としての在任期間が通算で12年間を超える者

- （注）1. 「主要な取引先」とは、当社グループとの取引額が1事業年度につき当社連結売上高の2%を超えることをいう。
2. 「多額の金銭その他の財産」とは、その価額の総額が1事業年度につき、個人の場合は1,000万円以上、団体の場合は当該団体の連結売上高または総収入の2%を超えることをいう。

## 【第2号議案及び第3号議案に共通するご参考事項】

当社の業務執行取締役（社外取締役及び非常勤取締役を除きます。以下「対象取締役」といいます。）に対する報酬制度は、基本報酬（金銭報酬）、業績連動報酬（金銭報酬）及び株式報酬型ストック・オプション（株式報酬）により構成されております。当社は、取締役の報酬制度が当社の業績拡大、企業価値増大に繋がる報酬制度となるよう、外部調査機関からの情報等のほか、他社の動向等も踏まえて、独立社外取締役を委員長とし、その構成員の過半数を独立社外取締役とする指名・報酬委員会において継続的に検討を行ってまいりました。このたび、指名・報酬委員会の答申を踏まえて、当社グループの中長期的な企業価値向上に向けた取組みをより強化し、安定的な利益成長に向けたインセンティブを付与するとともに、株主の皆様と一層の価値共有を図ることを目的として、対象取締役の業績連動報酬に関し、当社業績の成長度等に応じて変動する業績連動性をより高めた報酬となるように制度を改定するための第2号議案及び現行の株式報酬型ストック・オプション制度を廃止し、新たに株価成長率の達成度を指標とする業績連動型株式報酬制度を導入するための第3号議案を上程いたします。

第2号議案及び第3号議案が本株主総会で原案どおり承認可決されると、対象取締役の報酬は、基本報酬、業績連動報酬及び業績連動型株式報酬により構成されることとなります。

なお、社外取締役の報酬については、独立かつ客観的な立場から当社経営を監督する役割・責務に適した報酬体系とするという観点から、従来どおり基本報酬のみいたします。

また、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針は、事業報告63頁～64頁に記載のとおりであります。第2号議案及び第3号議案が原案どおり承認可決されることを条件として、26頁に記載のとおり変更することを予定しております。

## 第2号議案 取締役の業績連動報酬（金銭報酬）額改定の件

当社の業績連動報酬は、固定報酬の報酬枠とは別枠で、2023年3月30日開催の第26期定時株主総会で定めた算式により算出した額（年額300百万円以内。使用人兼務取締役の使用人分給与は含みません。）を当社の業務執行取締役（社外取締役及び非常勤取締役を除きます。以下「対象取締役」といいます。）に支給することについてご承認いただいております。

今般、当社取締役報酬制度を従来よりも当社業績の成長に応じて変動する業績連動性を高めたものとすべく、業績連動報酬の算定方法を以下のとおり見直し、上限額を年額400百万円以内（使用人兼務取締役の使用人分給与は含みません。）とすることにつき、ご承認をお願いするものであります。

なお、取締役の報酬には、従来どおり使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものとし、対象取締役以外の取締役の報酬は固定報酬のみで構成いたします。

本議案の内容は、当社の業況、他社の水準等に照らした合理性その他諸般の事情を考慮しつつ、独立社外取締役を委員長とし、その構成員の過半数を独立社外取締役とする指名・報酬委員会において審議し、独立社外取締役4名を含む取締役会で決定していることから、相当であると判断しております。

また、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針は、63頁～64頁に記載のとおりであります。本議案及び第3号議案が原案どおり承認可決されることを条件として、26頁に記載のとおり変更することを予定しております。

なお、現在の取締役は10名（うち社外取締役4名）、うち対象取締役は5名ですが、第1号議案が原案どおり承認可決されますと、取締役は10名（うち社外取締役5名）、うち対象取締役は5名となります。

### （業績連動報酬の額の算定方法）

業績連動報酬の総額については、親会社株主に帰属する当期純利益に、業績に基づき階差を設けた支給率を乗じて算出します（支給率につきましては、【参考図表1】をご参照ください）。

なお、各取締役の報酬額については、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内において、各取締役の役位等に応じて、指名・報酬委員会で審議し、取締役会で決定いたします。また、業績連動指標等については、事業環境の変化や経営方針の見直し等に応じて、独立社外取締役を委員長とし、その構成員の過半数を独立社外取締役とする指名・報酬委員会の審議を経て、取締役会決議により変更する可能性があります。

【参考図表1】

<現行制度>

KPI：連結営業利益  
総支給3億円上限

|                     |       |
|---------------------|-------|
| 連結営業利益              | 0円以上  |
| 業績連動報酬<br>総支給額の算出係数 | 0.50% |



<新制度>

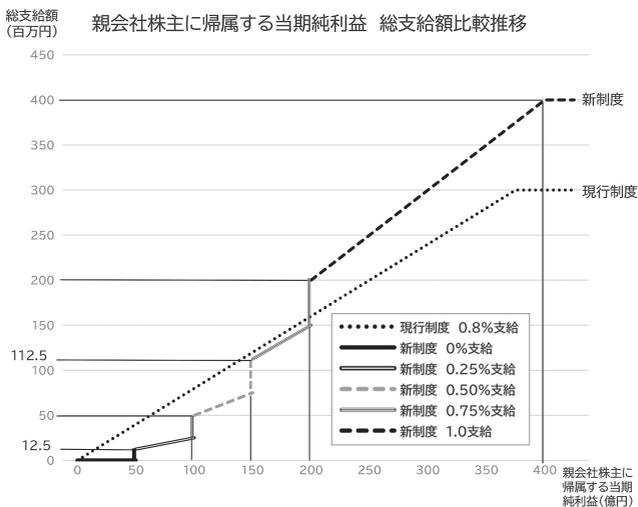
KPI：親会社株主に帰属する当期純利益  
総支給4億円上限

支給率階段形式（親会社株主に帰属する当期純利益が50億円未満の場合、不支給）

| 親会社株主に帰属する<br>当期純利益 | 50億円未満 | 50億円以上  | 100億円以上 | 150億円以上 | 200億円以上 |
|---------------------|--------|---------|---------|---------|---------|
|                     |        | 100億円未満 | 150億円未満 | 200億円未満 |         |
| 支給率                 | 0%     | 0.25%   | 0.50%   | 0.75%   | 1.00%   |

- ・支給率は、業績低迷時には低めに抑え、親会社株主に帰属する当期純利益が50億円未満の場合は不支給といたします。一方で、親会社株主に帰属する当期純利益が200億円を超える場合には、現行の支給額よりも高い支給額となる想定です。
- ・親会社株主に帰属する当期純利益に対する連結営業利益の過去5年間の平均倍率は1.58倍のため、親会社株主に帰属する当期純利益200億円は、連結営業利益316億円に相当する水準であり、過去の当社業績と比べて相応に高い水準の設定としております（現行制度に基づく支給額と新制度に基づく支給額の比較は、【参考図表2】をご参照ください）。

【参考図表 2】



<現行制度>

連結営業利益の0.5%支給：これは、親会社株主に帰属する当期純利益の0.8%支給と概ね同一レベル。上限3億円。

<新制度>

親会社株主に帰属する当期純利益：50億円未満は不支給。50億円以上は【参考図表 1】の金額レンジの変動率で支給。上限4億円。

### 第3号議案 取締役に対する業績連動型譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

当社の取締役の報酬は、基本報酬（金銭報酬）、業績連動報酬（金銭報酬）及び株式報酬型ストック・オプション制度で構成されておりますが、今般、本議案の承認可決を条件として、株式報酬型ストック・オプション制度を廃止し、当社の業務執行取締役（社外取締役及び非常勤取締役を除きます。以下「対象取締役」といいます。）を対象に、新たに業績連動型譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することにつきご承認をお願いするものです。

本制度は、対象取締役において、株価を意識した経営の浸透を高めるとともに、当社の企業価値向上を目指すことで、より株主様との一体感醸成に努めることを目的としており、当該報酬制度は相当であると考えております。

本議案に基づき対象取締役に対して業績連動型譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬の総額は、2004年7月30日開催の臨時株主総会においてご承認いただきました取締役の基本報酬（金銭報酬）の限度額（年額300百万円以内。ただし、使用人分給与は含みません。）及び第2号議案においてご承認を願っております取締役の業績連動報酬（金銭報酬）の限度額（年額400百万円以内。ただし、使用人分給与は含みません。）とは別枠で、毎年4月1日から3年後の3月31日までの連続する3年間の期間（以下「評価対象期間」といいます。）に対して400百万円以内といたします。なお、初回の評価対象期間は、2026年4月1日から2029年3月31日までといたします（2回目の評価対象期間は2027年4月1日から2030年3月31日までとなり、3回目の評価対象期間は2028年4月1日から2031年3月31日までとなります。また、4回目以降も評価対象期間は毎年4月1日から3年後の3月31日までの連続する3年間の期間となります。）。

また、対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき支給される金銭報酬債権の全部を現物出資財産として給付し、当社の普通株式の発行又は処分を受けるものとし、これにより発行又は処分をされる当社の普通株式の総数は一の評価対象期間に対して180,000株以内（ただし、本議案の決議の日以降、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の株式無償割当てを含みます。）又は株式併合が行われた場合その他これらの場合に準じて割り当てる総数の上限の調整を必要とする場合には、総数の上限を合理的に調整できるものとします。）といたします。仮に、毎年支給可能最大株数を今後10年間にわたり支給した場合の発行済株式総数（自己株式を除きます。）に占める割合は約4.6%（ストック・オプションの権利未行使分も加味した場合）です。

なお、対象取締役は、指名・報酬委員会での審議・答申の結果を踏まえて当社取締役会で定めるところにより、重大な不正行為又は不正行為等を理由とする決算修正が発生した場合、当該事業年度及びその前の3事業年度において受け取っ

た業績連動型株式報酬の全部又は一部を返還するものとします。

当社における取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容の概要は事業報告63頁～64頁「3. 会社役員に関する事項（5）当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等①」に記載のとおりですが、本議案及び第2号議案の承認可決を条件として、その内容を26頁の「<ご参考>改定後の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の概要」のとおり変更することを、独立社外取締役が過半数を占める指名・報酬委員会（委員長：宮川圭治独立社外取締役）において審議・検討を行ったうえで、2026年2月13日開催の当社の取締役会において決議しております。しかるところ、本議案の内容は、変更後の当該方針に沿って報酬等を支給するために必要かつ合理的なものであるため、本議案の内容は相当であると判断しております。

なお、現在の取締役は10名（うち社外取締役4名）、うち対象取締役は5名であります。第1号議案が原案どおり承認可決されれば、取締役は10名（うち社外取締役5名）、うち対象取締役は5名となります。

1株当たりの払込金額は、当社の各取締役会決議の日の前営業日における株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）における当社の普通株式の終値といたします。各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、指名・報酬委員会の審議を経て、当社の取締役会において決定するものいたします。

対象取締役に対する金銭報酬債権の付与及び業績連動型譲渡制限付株式の付与は、対象取締役の役位及び評価対象期間中のTOPIX（配当込み）対比のTSR（株主総利回り）成長率（以下「比較成長率」といいます。）の達成度に連動させるものいたします。

上記金銭報酬債権の金額及び業績連動型譲渡制限付株式の数の具体的な算出方法は、指名・報酬委員会の審議を経て、当社の取締役会決議により定めませんが、初回の評価対象期間については以下の<付与株式数の算出方法>のとおりとすることを予定しております。

<付与株式数の算出方法>

前提として、金銭報酬債権の額が以下算式の「付与株式算定金額」に該当し、業績連動型譲渡制限付株式の数が以下の算式の「付与株式数」に該当します。

$$\begin{aligned} \text{付与株式数} & \quad (\ast a) = \text{付与株式算定金額} \div \text{株式割当株価} (\ast b) \\ \text{付与株式算定金額} (\ast a) & = \text{役位別基礎金額} (\ast c) \times \text{業績連動係数} (\ast d) \end{aligned}$$

- (※ a) 小数点以下の端数が生じた場合は、小数点以下の値を切り捨てます。
- (※ b) 業績連動型譲渡制限付株式の発行又は処分に係る当社の各取締役会決議の日の前営業日の東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）といたします。
- (※ c) 役位別基礎金額は、一の評価対象期間における対象取締役の役位に応じて以下のとおりといたします（なお、以下（※ d）のとおり、比較成長率が100%の場合は、業績連動係数が1.0となるため、付与株式算定金額は以下の役位別基礎金額に記載のとおりとなります。また、比較成長率が100%未満の場合は、業績連動係数が0.0となるため、付与株式算定金額は0となり、当該評価対象期間における業績連動型譲渡制限付株式報酬については不支給となります。）。

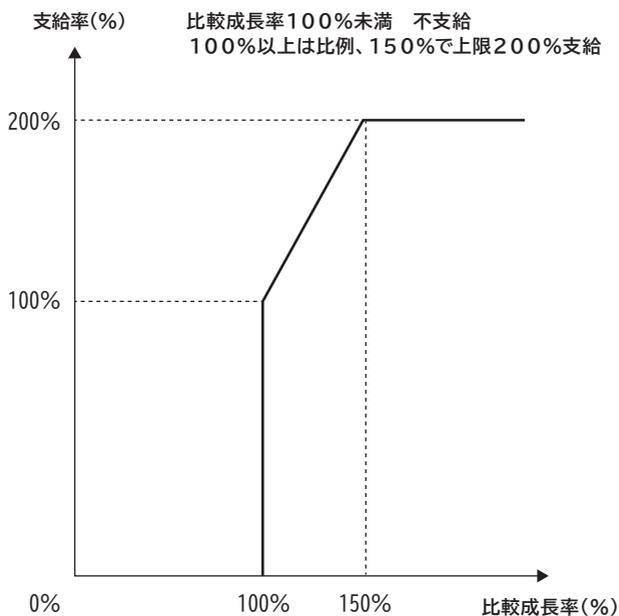
| 役位        | 役位別基礎金額     |
|-----------|-------------|
| 取締役会長     | 85,000,000円 |
| 取締役社長     | 40,000,000円 |
| その他の対象取締役 | 25,000,000円 |

- (※ d) 業績連動係数については、一の評価対象期間における比較成長率に応じて以下のとおりといたします。なお、業績連動係数に小数点第3位以下の端数が生じた場合は、小数点第3位以下の値を切り捨てます。

| 比較成長率        | 業績連動係数        |
|--------------|---------------|
| 100%未満       | 0.0           |
| 100%以上150%未満 | 2.0×比較成長率－1.0 |
| 150%以上       | 2.0           |

支給率（業績連動係数をパーセント表示したもの）及び比較成長率の相関については、【参考図表】をご参照ください。

【参考図表】



比較成長率は以下のとおり計算されます。

$$\text{比較成長率} = \{ (B + C) \div A \} / (E \div D)$$

- A：評価対象期間の開始日が属する月の1ヶ月間の東京証券取引所における当社の普通株式の終値の単純平均値
- B：評価対象期間の終了日が属する月の1ヶ月間の東京証券取引所における当社の普通株式の終値の単純平均値
- C：評価対象期間の当社の剰余金の配当に係る1株あたり配当金の総額（なお、当該配当金については効力発生日ではなく権利確定日に基づくものとしたします。）
- D：評価対象期間の開始日が属する月の1ヶ月間のTOPIX（配当込み）の単純平均値
- E：評価対象期間の終了日が属する月の1ヶ月間のTOPIX（配当込み）の単純平均値

なお、上記の算出方法は、標準的な算出方法を示したものであり、評価対象期間における業績指標が確定する前に対象取締役が死亡・退任した場合その他の場合には、「付与株式算定金額」及び「付与株式数」に当社の取締役会決議に基づき合理的な調整を行うものとしたします。また、業績連動指標等については、事業

環境の変化や経営方針の見直し等に応じて、独立社外取締役を委員長とし、その構成員の過半数を独立社外取締役とする指名・報酬委員会の審議を経て、取締役会決議により変更する可能性があります。

本議案による当社の普通株式の発行又は処分には当たっては、当社と対象取締役との間で、以下の内容を含む業績連動型譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）を締結するものいたします。

#### （１）譲渡制限期間

対象取締役は、当社の普通株式の付与を受けた日から３年間（以下「譲渡制限期間」といいます。）、本割当契約により割当を受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」といいます。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはなりません（以下「譲渡制限」といいます。）。

#### （２）譲渡制限の解除

当社は、対象取締役が、譲渡制限期間中、継続して当社の取締役の地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除いたします。ただし、当該取締役が、当社取締役会が正当と認める理由により、譲渡制限期間が満了する前に取締役の地位を喪失した場合等の譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期は、本割当契約において別途定めるところによります。

#### （３）本割当株式の無償取得

譲渡制限期間中において、対象取締役による法令違反、社内規則違反又はその他の理由等により、本割当契約で定める一定の事由に該当した場合には、当社は、本割当株式の全部又は一部を当然に無償で取得いたします。

また、当社は、譲渡制限期間が満了した時点において上記（２）の定めに基づき譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得いたします。

#### （４）組織再編等における取り扱い

上記（１）の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会といたします。）で承認された場合には、本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除いたします。また、この場合、当社は、譲渡制限が解除された直後の時点においてなお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得いたします。

#### （５）その他当社の取締役会で定める事項

上記のほか、本割当契約における意思表示及び通知の方法、本割当契約の改

定の方法、その他当社の取締役会で定める事項を本割当契約の内容といたします。

本割当株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、当社が定める証券会社に対象取締役が開設する専用口座で管理される予定です。

なお、本議案をご承認いただいた場合には、当社と雇用契約を締結している執行役員に対しても同様の株式報酬制度を導入いたします。これに伴い、現行の株式報酬型ストック・オプション（株式報酬）の新規付与を取りやめ、株式報酬型ストック・オプション（株式報酬）としての新株予約権の発行は行いません。

## <ご参考>改定後の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の概要

### (1) 基本報酬に関する方針

各取締役の基本報酬は、金銭報酬の固定報酬とし、業績・経営環境等を踏まえ、役位や職責等に応じて個人別の報酬額を決定しております。具体的配分の決定については、取締役会の決議により指名・報酬委員会に一任しております。

### (2) 業績連動報酬に関する方針

業務執行取締役の業績向上に対するインセンティブを一層高めるという観点から、業務執行取締役に対して業績連動報酬を支給します。当該報酬は親会社株主に帰属する当期純利益を指標とし、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内において支給します（親会社株主に帰属する当期純利益が50億円未満の場合は不支給とします）。個別の取締役の報酬額については、各取締役の役位に応じたポイントをもとに個人別の報酬額を決定します。当該報酬額の計算方法については、株主総会において定めた算式をもとに指名・報酬委員会で審議し、取締役会において決議することとしております。

### (3) 非金銭報酬等に関する方針

株主重視の経営意識並びに中長期的な当社の業績拡大及び企業価値増大に対する意欲及び士気を従来以上に向上させるという観点から、業務執行取締役に対して業績連動型株式報酬を付与しております。その支給に当たっては、比較成長率（評価対象期間中のTOPIX（配当込み）対比のTSR（株主総利回り）成長率）等に応じて金額及び付与株式数を算定します（比較成長率が100%未満の場合は不支給とします）。個別の取締役の報酬額については、固定報酬と同様、役位や職責等を考慮して決定します。その決定にあたっては、指名・報酬委員会で審議し、独立社外取締役を含む取締役会において決議することとしております。

### (4) 報酬等の割合に関する方針

固定報酬、業績連動報酬及び業績連動型株式報酬の個人別の報酬等の額に対する割合については、一定の水準に固定することはせず、インセンティブとして効果的に機能し得る範囲を考慮し、決定することとしております。

### (5) 報酬等の付与時期や条件に関する方針

取締役の固定報酬は、役位や職責等に応じて毎月同額を支給します。また、業績連動報酬及び業績連動型株式報酬は、会社が適切と認める時期に支給することとしております。

## <株主提案議案（第4号議案から第13号議案まで）>

第4号議案から第9号議案は、株主様2名（INTERTRUST TRUSTEES (CAYMAN) LIMITED SOLELY IN ITS CAPACITY AS TRUSTEE OF JAPAN-UP様及び株式会社ストラテジックキャピタル様。以下、総称して「提案株主様（SC）」といいます。）からのご提案によるものであり、第10号議案から第13号議案は株主様1名（LIM Japan Event Master Fund様。以下「提案株主様（LIM）」といい、提案株主様（SC）と総称して「提案株主様ら」といいます。）からのご提案によるものであります。

以下の第4号議案から第9号議案に係る提案の内容、議題、議案の要領及び提案の理由は、一部形式的な調整を加えているほか、2026年1月22日付で提案株主様（SC）から提出された株主提案書（提案株主様（SC）による2026年2月5日付の修正を含みます。）及び2026年1月16日付で提案株主様（LIM）から提出された株主提案書（以下、提案株主様らから受領した株主提案を総称して、「本株主提案」といいます。）の原文のまま記載しております。

なお、当社取締役会は、本株主提案はいずれも当社の企業価値の向上に資さない提案であると考えております。したがって、当社取締役会は、**本株主提案に係る全ての議案（第4号議案から第13号議案まで）に反対**しております。各議案に対する個別の反対意見については、各議案における「本議案に対する取締役会の意見」をご参照ください。

## 第4号議案から第9号議案に係る提案の内容

第6号議案から第9号議案については、第6号議案から第9号議案及び本総会における他の議案（会社提案にかかる議案を含む。）の可決又は否決により、第6号議案から第9号議案として記載した各章又は各条文に形式的な調整（条文番号のずれの修正を含むが、これらに限られない。）が必要となる場合は、第6号議案から第9号議案に係る条文を、必要な調整を行った後の条文に読み替えるものとする。下記の第4号議案から第9号議案の詳細な説明は、<https://stracap.jp/3765-GUNGH0/>又は株式会社ストラテジックキャピタルのホームページ右上の特設サイトリンク<https://stracap.jp/>を参照されたい。なお、第4号議案から第9号議案において記載する会社数値は単体と記載がない限りは全て連結計算書類に基づいている。また、時価総額は発行済株式総数から自己株式数を控除して算定している。

## 第4号議案 特定の株主からの自己株式取得の件

### 1. 議案の要領

(1)取得する株式の種類

普通株式

(2)取得する株式の数

12,006,500株

(3)取得と引換えに交付する金銭等の内容

金銭

(4)取得と引換えに交付する金銭等の総額

本総会の開催日前日の東京証券取引所プライム市場における当社株式の最終価格（当該日に売買取引がない場合又は当該日が当該市場の休業日に当たる場合にあつては、その後最初になされた売買取引の成立価格）に、取得する株式の数を乗じた金額とする。但し、取得についての契約を締結する日の前日までの間で契約締結日に直近の当該市場における当社株式の約定価格が上記価格を下回る場合、当該約定価格に取得する株式の数を乗じた金額とする。

(5)株式を取得することができる期間

本総会終結の日から2026年6月30日まで

(6)取得する相手方

SON Financial合同会社及び株式会社エフエーエイチ

なお、自己株式の取得にあたって株式1株と引き換えに交付する金銭等の額は、会社法第161条及び会社法施行規則第30条1号により算定されるものを超えないため、取得する相手以外の株主には、会社法第160条の第2項及び第3項による売主追加議案の請求権は生じない。

### 2. 提案の理由

本議案では、当社元代表取締役の孫泰蔵氏の資産管理会社であるSON Financial合同会社および株式会社エフエーエイチが保有する全ての当社株式を、当社が取得することを求めている。

(1)過剰な自己資本と現預金が資本効率を低下させていること

当社は、2025年9月期末における自己資本が1,219億円、現金及び預金の残高が1,301億円に達しており、過剰な自己資本と現預金を有している一方で、2025年9月期までの直近12か月の自己資本利益率（ROE）は3.6%に留まり、資本効率が著しく低下している。本議案では、資本効率低下の原因である過大な自己資本及び現預金を削減することを求めている。

(2)孫泰蔵氏による株式保有が当社の株主価値向上を妨げていること

孫泰蔵氏は、同氏が支配している当社株主（以下「孫泰蔵氏ら」という。）の議決権行使の賛否が変更されるだけで、代表取締役社長である森下氏の取締役選任議案を含め、株主総会で決議される多くの議案の結果を覆す影響力を有する。

しかし、孫泰蔵氏らは、これまで一貫して提案株主による株主提案には反対し、会社提案には賛成する議決権行使を行い、多くの個人投資家や機関投資家とは全く異なる、いわゆる安定株主として機能している。大株主がこのような安定株主の立場にあることは、単に議決権行使比率に影響を与えるのみならず、当社経営陣から本来求められるべき最低限必要な緊張感をも失わせ、結果として当社の株主価値向上を妨げる要因となっている。

本議案では、このような状況を踏まえ、孫泰蔵氏らという安定株主に株式を売却してもらうことで、当社の株主構成の是正を図り、当社経営陣に適切な緊張感を生じさせることを目的とするものである。

### (3)孫泰蔵氏らは当社株式を売却してきたこと

孫泰蔵氏が2020年3月30日に当社取締役を退任した時点では、孫泰蔵氏らは少なくとも当社株式を25,380,700株保有していたところ、2024年10月29日には375,000株（当時の発行済株式数の0.45%）を売却するなどして、現在では12,006,500株まで保有株式数を低下させている。

孫泰蔵氏らがその保有株式を徐々に売却している現在の状況は、孫泰蔵氏ら以外の当社株主や市場参加者にとって、大株主の売却による需給の悪化がいつ生じるかわからないという不要な懸念を生じさせるものであり、当社株式の適正な評価形成を妨げているおそれがある。

本議案は、孫泰蔵氏らに対しては、適正な価格での売却の機会を付与するとともに、その他の当社株主及び市場参加者にとって、当社株式の需給についての不安を払拭して、適正な株価形成を促すことを目的とするものである。

以上より、本議案は、資本政策及びガバナンス、いずれの改善にも寄与する議案であり、当社の株主価値向上に資するものである。

（注）取得する株式の数及び取得する相手方は、SON Financial合同会社が2025年12月5日付で提出した変更報告書N0.81に基づいて記載している。

### 3. 本議案に対する取締役会の意見

当社取締役会は、以下の理由から**本議案に反対**いたします。

本議案は、株券等保有割合にして17.36%（2025年12月5日付変更報告書N0.81によります。）に相当する12,006,500株の当社株式（以下「対象株式」といいます。）を保有するSON Financial合同会社及び株式会社エフエーエイチ（総称して

以下「対象株主様」といいます。) から、対象株式の全てを自己株式取得することを求めるものです。

本議案の根拠となる会社法第160条は、発行会社が特定の株主からの自己株式取得を行うことを意図して、当該株主に対してのみ自己株式取得のための通知を行う場合に、株主総会の特別決議による承認を要求する規定です。そのため、本議案のように、提案株主が、一部の株主を排除するために発行会社に自己株式取得のための通知を行うよう強制するといった手法は、会社法第160条の趣旨にそぐわない手法です。

そして、本議案が承認されたとしても、対象株主様は、対象株式を譲渡する義務を負いません。当社は、本株主提案を受けて、対象株主様に対象株式の譲渡の意向があるかを確認いたしました。対象株主様からは、**本議案が承認可決された場合であっても、本議案の定める内容に従って対象株式を当社に譲渡する意向はない**との意思表示をいただいております。そのため、本議案が、本総会で承認されたとしても、当社は対象株式を取得することはできず、本議案は実質的には意味のない議案となっております。

また、提案株主様（SC）は、本議案の提案理由として、対象株主様が、提案株主による株主提案に反対し、当社の会社提案に賛成しているという投票行動が、多くの個人投資家や機関投資家とは全く異なると主張しております。しかしながら、昨年9月の定時株主総会及び昨年9月の臨時株主総会においてなされた提案株主様（SC）のこれまでの株主提案議案の中で過半数の賛成を得た議案は1つもなく、昨年9月の臨時株主総会における、森下社長（当時）の取締役解任議案については、議決権を行使された株主様のうち、対象株主様を除く60.62%の株主様が反対の議決権行使をされており、むしろ、対象株主様と同じ議決権行使である反対の議決権行使が多数となっております。このように、提案株主様（SC）の主張は事実無根であり、本議案は、提案株主様（SC）の意向に沿わない投票行動をとる対象株主様が、提案株主様（SC）が自身の考えを実現させるにあたっての支障であるから、会社法が本来想定していない方法で対象株主様を当社の株主から排除し、提案株主様（SC）の当社に対する影響力を増したいという身勝手な動機に基づく小手先の手段であるというほかありません。

なお、本議案の提案理由に記載されている過大な自己資本及び現預金の削減についての提案株主様（SC）の主張に対する当社取締役会の意見は、第5号議案に対する取締役会の意見をご参照ください。

したがって、当社取締役会は、**本議案に反対**いたします。

## 第5号議案 剰余金処分の件

### 1. 議案の要領

#### (1) 配当財産の種類 金銭

#### (2) 配当財産の割り当てに関する事項及びその総額

311円から、第29期定時株主総会において可決された当社取締役会が提案した剰余金処分に係る議案に基づく普通株式1株当たり配当金額及び当社定款41条に基づいて第29期定時株主総会の開催日までに2025年12月期末の剰余金の処分（処分の予定を含む。）として当社取締役会が決定した普通株式1株当たりの配当金額（以下「会社配当金額」という。）を控除した金額を、会社配当金額に加えて配当する。

なお、配当総額は、当社の第29期定時株主総会の議決権の基準日現在の配当の対象となる株式数を乗じた額となる。

#### (3) 剰余金の配当が効力を生じる日

当社の第29期定時株主総会の開催日の翌日

#### (4) 配当金支払開始日

2026年4月20日

なお、本議案は、第29期定時株主総会で承認される本議案以外の議案とは独立かつ同提案と両立するものとして、追加で提案するものである。

### 2. 提案の理由

本議案では、2024年12月期末現在の当社単体の現預金及び長期性預金の残高計846億円の20%相当額を原資とする配当を求めるものである

#### (1) ゲーム会社による現預金の保有に対する認識

元来、ゲーム開発は高いリスクを伴う事業であるため、ゲーム会社が一定の現預金を保持してリスクに備えることは首肯できないわけではない。そして、株主もまたゲーム会社のリスクを覚悟したうえで、投資リターンにつながるようなヒット作を生み出すことを期待して投資している。

そのため、ゲーム会社が一定の現預金を保持していたとしても、その資金はリスクに対するバッファーであると同時に次のヒット作の源泉であると考えるのが、通常は、ゲーム会社と株主の間における一般的な共通認識である。

#### (2) 当社におけるヒット作の枯渇

しかし、当社はパズル&ドラゴンズ（以下「パズドラ」という。）がリリースされた2012年12月期以降、これまで約14年間の期間と、推定1,000億円以上の資金を新作のリリースのために投下（注）し、時には「ディズニー」や「妖怪ウォッチ」といった有力IPの力も借りながら20タイトル以上をリリ

ースしたにもかかわらず、次なるヒット作を生み出せていない。

また、「LET IT DIE」シリーズの最新作を2025年12月4日に発売したものの、当該タイトルは、既存のシリーズファンからも、新規ファンからも酷評される、惨憺たる結果となっている。

その結果、過去10年で営業利益は724億円（2015年12月期）から75億円（2024年10月から2025年9月の12か月間）に減少し、時価総額も2015年12月末の3,156億円から2025年12月末には1,367億円まで減少した。

### (3) 当社株式に対する評価の低迷

長期間にわたって次のヒット作を生み出せないどころか、既存IPの価値をも棄損する失敗作を生み出す当社の現預金については、次のヒット作の源泉であると期待できない状況にある。

実際に当社の2025年12月末の時価総額1,367億円に対して、当社の2025年9月期末のネットキャッシュは1,359億円に達しており、当社に対する評価の大部分は、次なるヒット作への期待ではなく、現在保有している現預金の残高に着目したものになっていると考えられる。

### (4) 当社が保有する現預金の問題

当社は、今後10年以上、収益の柱となるようなヒット作を生まずとも経営難に至らない程度の現預金を有している。しかしながら、仮に今後10年ヒット作がないとなると、パズドラ以降のヒット作がない期間は四半世紀に及ぶことになるのであって、そのような多額の現預金の保有は、当社がヒット作を生む原動力にはならなかったのは、前述のとおりである。

そこで提案株主は、当社がヒット作を生み出せなければ現預金が徐々に減少していく状態を作り出し、何ら緊張感のない現状を抜本的に改革することを求める。

(注) 新作のリリースのために投下した費用は、2013年12月期以降の当社単体の販売費及び一般管理費のうち、人件費の20%、広告宣伝費の50%、業務委託費の100%並びにその他費用の50%及び減損損失の100%を合算して推定した。

## 3. 本議案に対する取締役会の意見

当社取締役会は、以下の理由から**本議案に反対**いたします。

当社は、継続的に利益を確保し、安定的に株主の皆様へ還元することを重要な経営課題の一つとして認識しており、株主還元の実施に際しては、利益水準やその見通しに応じた安定的な配当に加えて、機動的な自己株式取得を組み合わせることを基本方針としております。当社は、当該基本方針にしたがい、株主の皆様への具体的な還元総額の決定にあたっては、当社の企業価値の長期的な向上を図りつつ、経営環境、業績、財務の健全性、成長投資を総合的に勘案しております。

特に、当社の属するゲーム業界においては、市場競争環境が厳しさを増す中であって、ゲーム制作のための先行投資が必要である一方、そのゲームがヒットするかどうかは不確定であり、業績が急速に悪化する可能性があることや有能な人材を確保することがゲーム制作において不可欠な要素であることから、安定的な財務基盤を維持する必要があります。当社は、ゲーム業界特有の特性も踏まえて、株主の皆様への具体的な配当額や自己株式の取得額を決定しております。

当社は、2026年2月13日付「新経営体制における経営方針」及び2026年2月13日付「株主還元方針の変更及び期末配当予想の修正に関するお知らせ」で公表いたしましたとおり、株主資本配当率（DOE）4%を指標としつつ、連結配当性向も50%以上とする新たな配当方針（以下「新配当方針」といいます。）に従い、期末配当として当社普通株式1株につき金90円の配当を実施する予定であり、また、2025年3月19日付「自己株式の取得状況及び取得終了に関するお知らせ」（以下「2025年3月19日付プレスリリース」といいます。）で公表いたしましたとおり、総計1,638,900株の当社普通株式の自己株式の取得（取得価額の総額4,999,823,900円）を実施いたしました。このように、当社は、継続的に利益を確保し、安定的に株主の皆様へ還元することを念頭に置き、配当額を決定し、自己株式取得を実施しております。また、2026年度以降も、新配当方針に従い、適切な配当を実施するとともに、2026年2月13日付「自己株式取得に係る事項の決定及び自己株式消却に関するお知らせ」（以下「2月13日付自己株式取得プレスリリース」といいます。）で公表いたしましたとおり、総計210万株又は取得価額の総額50億円を上限とする自己株式取得を実施していく予定です。

本議案は、1株当たり311円、配当総額にして約169億円の剰余金配当の実施を要求するものであり、この金額の剰余金配当を行った場合、当社の連結配当性向は約1,205.7%、株主資本配当率（DOE）は約13.8%となります。前述した当社の主力事業であるゲーム業界の特性を踏まえますと、2025年度12月末現在の当社単体の現預金残高の約25%並びに当社の連結配当性向約1,205.7%及び株主資本配当率（DOE）約13.8%に及ぶ剰余金の配当の実施は、当社の財務基盤に与える悪影響が大きく、本議案は、当社の中長期的な企業価値の成長を妨げるものであり、当社の企業価値の成長を無視した短期利益の実現狙いの提案に他ならないと考えております。

また、仮に、本議案及び第13号議案が合わせて承認可決された場合には、当社の現預金残高の約57%が短期間に流出することになり、当社の中長期的な企業価値に対する悪影響は甚大なものとなります。

したがって、当社取締役会は、**本議案に反対**いたします。

## 第6号議案 剰余金の配当の決定機関に係る定款変更の件

### 1. 議案の要領

現行の定款の第41条を以下のとおり変更する。

現行定款

(剰余金の配当等)

第41条 当社は、取締役会の決議により、剰余金の配当に関する事項その他会社法第459条第1項第2号乃至第4号に掲げる事項を定めることができる。

2.～4. (略)

変更案(下線は変更部分を示す)

(剰余金の配当等)

第41条 当社は、取締役会の決議により、剰余金の配当に関する事項その他会社法第459条第1項第2号乃至第4号に掲げる事項を定めることができる。ただし、会社法第459条第1項第4号に掲げる事項のうち、当社の事業年度末日を基準日とする剰余金の配当を取締役会において定めることができるのは、本定款に定められた期間内に定時株主総会を招集することができないと客観的かつ合理的に見込まれる場合に限る。

2.～4. (略)

### 2. 提案の理由

本議案では、期末配当の金額について、原則として取締役会ではなく株主総会で決議することを求めている。

前述のとおり、当社は四半世紀にわたってヒット作を生まずとも問題ない過剰な現預金を保持し続けてきた。過剰な現預金を有することとなった要因のひとつに、配当政策に対する株主の意見が可視化されてこなかったことが挙げられる。

そこで、提案株主は、定款を変更し、期末配当の金額について、原則として株主総会の決議を経るものとする<sup>こと</sup>で、議決権行使を通じて当社の配当政策に対する株主の意見を可視化することを求める。そして、当社が株主の意見を踏まえて配当政策を改善していくことを求める。

### 3. 本議案に対する取締役会の意見

当社取締役会は、以下の理由から**本議案に反対**いたします。

当社は、継続的に利益を確保し、安定的に株主の皆様へ還元することを重要な経営課題の一つとして認識しており、株主還元の実施に際しては、利益水準やその見通しに応じた安定的な配当に加えて、機動的な自己株式取得を組み合わせる

ことを基本方針としております。当社は、当該基本方針にしたがい、株主の皆様への具体的な還元総額の決定にあたっては、当社の企業価値の長期的な向上を図りつつ、経営環境、業績、財務の健全性、成長投資を総合的に勘案しております。

特に、当社の属するゲーム業界においては、市場競争環境が厳しさを増す中において、ゲーム制作のための先行投資が必要である一方、そのゲームがヒットするかどうかは不確実であり、業績が急速に悪化する可能性があることや有能な人材を確保することがゲーム制作において不可欠な要素であることから、安定的な財務基盤を維持する必要があります。当社は、ゲーム業界特有の特性も踏まえて、株主の皆様への具体的な配当額や自己株式の取得額を決定しております。

当社の定款第41条第1項は、「当会社は、取締役会の決議により、剰余金の配当に関する事項その他会社法第459条第1項第2号乃至第4号に掲げる事項を定めることができる。」との規定であり株主総会の決議による剰余金の配当等の決定を排除しておりません。すなわち剰余金の配当に関する決議事項について、株主総会及び取締役会いずれにおいても定めることができます。一方で、本議案は、定時株主総会をその基準日から3か月以内に開催できないような緊急事態以外には、剰余金の配当に関する決議を取締役会決議で行うことを認めないとする定款変更議案です。

当社の主力事業であるスマートフォンゲーム、PCオンラインゲーム及びコンシューマゲーム事業においてはゲーム制作のための先行投資が必要である一方、そのゲームがヒットするかどうかは不確実であり、業績が急速に悪化する可能性があるという業界特性があります。当該業界特性を踏まえると、取締役会において、新配当方針の下、中長期的な経営方針並びに足元の業績及びゲーム開発への投資状況等を勘案しながら、剰余金の配当額等を柔軟に決定することが合理的です。それにもかかわらず、本議案による定款変更が承認された場合、定時株主総会をその基準日から3か月以内に開催できないような緊急事態以外には、取締役会決議による剰余金の配当を実施できなくなり、柔軟な剰余金の配当をかえって困難にし、株主還元を阻害すると考えられます。また、当社としては、剰余金の配当については、経営判断事項として取締役会として機動的かつ柔軟に判断して実行できることが、株主の利益に資するとともに、会社の中長期的な企業価値の向上に貢献すると考えております。

したがいまして、当社取締役会は、本議案に反対いたします。

## 第7号議案 取締役会議長の選任に係る定款変更の件

### 1. 議案の要領

現行の定款の第23条を以下のとおり変更する。

現行定款

(取締役会の招集および議長)

第23条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、その議長となる。取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により他の取締役がこれにあたる。

### 2. (略)

変更案(下線は変更部分を示す)

(取締役会の招集および議長)

第23条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、あらかじめ取締役会で定めた社外取締役がこれを招集し、その議長となる。当該社外取締役に事故あるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により他の社外取締役がこれにあたり、社外取締役のいずれにも事故あるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により、社外取締役にない取締役がこれにあたる。

### 2. (略)

## 2. 提案の理由

本議案では、取締役会議長を原則として社外取締役から選任することを求めている。

現行定款第23条では、取締役会議長を取締役社長が務めることとされている。しかしながら、企業の持続的な成長および中長期的な企業価値の向上を実現するためには、取締役会による経営監督機能の実効性を高めることが不可欠であり、そのためには、監督と執行を明確に分離したコーポレート・ガバナンス体制の構築が求められる。

経済産業省の「コーポレート・ガバナンス・システムに関する実務指針」(以下「CGSガイドライン」という。)は、監督を受ける立場にある社長・CEO等が取締役会議長を兼ね、そのイニシアティブでアジェンダ・セッティングや議事進行を行うよりも、社外取締役等の非業務執行取締役が議長を務める方が取締役会の監督機能の実効性を確保しやすいと指摘する。

また、取締役会では、経営戦略や企業再編等に関して実質的かつ建設的な議論を行うことが期待されるが、当社の現在の取締役会は、企業再編等によって自らの地位に直接的な影響が生じ得る業務執行取締役が取締役会の議長を務めており、これらについて実質的かつ建設的な議論が困難となることが懸念される。適切な

ガバナンスのもと、中長期的な観点から会社全体としての利益を実現し、株主との対話を図るためには、取締役会議長を社外取締役から選任することで、社外取締役の関与を強めるべきである。

### 3. 本議案に対する取締役会の意見

当社取締役会は、以下の理由から**本議案に反対**いたします。

当社の取締役会においては、業務内容に精通した代表取締役社長が取締役会の議長を務めた上で、重要議題について予め社外取締役にも説明の機会を設け、取締役会の場で議案の審議に十分な時間を確保することで、取締役会の3分の1を占める独立性の高い社外取締役による経営のチェックや監督を受ける体制を整えてまいりました。また、取締役会の実効性評価・分析においても、当社の業務執行に対する監督機関としての取締役会の役割・責務は十分に果たされているものと認められています。加えて、2026年2月13日付「社外取締役候補者の選任並びに退任役員に関するお知らせ」で公表いたしましたとおり、当社の取締役会の半数が独立性の高い社外取締役となるため、当社の経営体制に対するチェックや監督機能がさらに強化されることとなります。

取締役会議長を社外取締役が務める体制とすることで、監督と執行がより明確に分離したコーポレート・ガバナンス体制が構築され、企業の持続的な成長及び中長期的な企業価値向上の実現に資するという考え方について、当社としても一概に否定するものではありませんが、当社の取締役会は経営戦略や重要な投資判断等に加え、個別の業務執行の決定も含めた意思決定機能を担っております。そのため、当社における取締役会議長は、ゲーム開発会社である当社の事業経営等を十分に理解した上で、リーダーシップを発揮できる取締役が就任するべきであると考えており、現状においては、当社の事業経営に精通している代表取締役社長が取締役会議長を務めた上で、独立性の高い社外取締役が当社の経営のチェックや監督を行うガバナンス体制が適切であると認識しております。

なお、「コーポレート・ガバナンス・システムに関する実務指針」においては、自社の取締役会の役割・機能等を踏まえて、誰が取締役会議長を務めることが適切であるかを検討すべきである、とされており、すなわち、取締役会において業務執行の決定を主導する観点から業務執行取締役が議長を務めること自体を否定するものではなく、むしろ各社の実情に応じて体制を整理することが有益であるとの考え方が示されており、そのため、ゲーム開発会社である当社の取締役会の実態を踏まえ、同ガイドラインを引用し、業務執行取締役が議長を務めることが不適切であるかのように述べる提案株主様（SC）の主張は、同ガイドラインの趣旨を正確に踏まえない恣意的な解釈を行っていると言わざるを得ません。

また、提案株主様（SC）は、本議案の提案理由として、業務執行取締役が取締役会議長となる場合、企業再編等によって取締役会議長の地位に直接的な影響が生じ得ることから、取締役会において当該企業再編等について実質的かつ建設的な議論が困難となることが懸念される旨記載しております。当社の取締役会においては、これまで業務執行取締役である代表取締役社長が議長を務めてまいりましたが、当該体制の下においても、社外取締役による適切な助言・提言を得ながら、実質的かつ建設的な議論を実施してまいりました。そして、取締役は、業務執行取締役であるか非業務執行取締役であるかを問わず、善管注意義務を負い、企業価値の向上及び株主共同の利益の最大化を図るべき立場にあります。当社の取締役会においても、こうした責務を前提として、議長の属性にかかわらず、十分な審議が実施されております。

なお、当社において、現時点で企業再編等を検討しているという事実はなく、また、企業再編等によって自らの地位に直接的な影響が生じ得ることは業務執行取締役であっても社外取締役であっても変わりがないことから、業務執行取締役が取締役会の議長を務めることで、企業再編等について実質的かつ建設的な議論が困難となることが懸念されるという提案株主様（SC）の主張は妥当ではないと考えております。このように、当社の取締役会においては、議長が業務執行取締役であることをもって実質的かつ建設的な議論が阻害される状況にはございません。

したがって、当社取締役会は、**本議案に反対**いたします。

## 第8号議案 取締役会長の選任に係る定款変更の件

### 1. 議案の要領

現行の定款第25条に次の第2項を加える。

(役付取締役)

第25条 (略)

2. 前項により選定された取締役会長は、社外取締役でなければならない。

### 2. 提案の理由

本議案では、取締役会長を社外取締役から選任することを求めている。

#### (1) 会長職における執行からの独立性確保の重要性

取締役会長の選任にあたっては、業務執行から独立し、経営陣から距離を保った立場の者が就任することが、取締役会の中立性と客観性の確保という観点から極めて重要である。

当社は、2026年2月1日付で、現代表取締役社長の森下氏が取締役会長最高開発責任者に、現取締役CF0財務経理本部長の坂井氏が代表取締役社長CEOに、それぞれ異動する旨（以下「本異動」という。）を2026年1月9日に公表した。森下氏の異動は「ゲーム開発の指揮統括により一層専念」することが異動の理由とされており、今後も同氏が業務執行に密に関与し続けることが前提とされている。

しかしながら、森下氏が引き続き取締役会長職に留まることは、取締役会が執行側と実質的に不可分な体制に陥ることを意味し、監督機能の形骸化を招きかねない。

したがって、取締役会長の職に社外取締役を充てることにより、取締役会の独立性を制度的に確保し、企業価値の向上及び株主共同の利益を図るべきである。

#### (2) 森下氏による開発専念との整合性確保

森下氏の本異動が「ゲーム開発の指揮統括により一層専念」するとの目的であることが本人により明確に示されている以上、同氏が開発責任に集中できる環境を整備することは、当社にとって重要な課題である。

そのためには、同氏を取締役会長という重責から解放し、取締役会の運営・監督から明確に距離を置かせることが不可欠である。かかる体制変更により、森下氏が真に開発専任の立場としてその能力を最大限に発揮できる環境を整えることができ、当社の持続的な成長にも資すると考える。

### 3. 本議案に対する取締役会の意見

当社取締役会は、以下の理由から**本議案に反対**いたします。

当社の取締役会長は、(i)当社の「顔役」としての対外活動、(ii)当社の主要取引先・事業パートナーとの関係構築・維持等への対応・支援、(iii)社長等の役職員に対する助言・支援の役割を担う役職です。

当社の取締役会長が担う役割のうち、(i)会社の「顔役」としての対外活動、(ii)当社の主要取引先・事業パートナーとの関係構築・維持等への対応・支援の役割については、会社の業務内容の実態に精通し、従前の業務執行を通じて会社内外の厚い信頼を得ている者にしかなし得ない業務であり、会社の業務内容の実態に必ずしも精通しているとはいえない社外取締役が、同じ役割を担うことはできません。また、当社の取締役会長が担う役割のうち、(iii)社長等の役職員に対する助言・支援については、実際に会社のリーダーとして業務執行を率いてきた者によってなされるからこそ、当社の企業価値向上に資する助言・支援等を行うことができるといえます。このような当社の取締役会長の役割を踏まえると、業務執行から独立した社外取締役が当社の取締役会長となることは妥当ではないといえます。

なお、2026年1月9日付「代表取締役の異動に関するお知らせ」で公表いたしましたとおり、森下氏の取締役会長への異動は、森下氏からゲーム開発の指揮統括に一層専念して、当社の企業理念の実現及び当社の企業価値の向上に貢献したいとの意向表明があったことを受けたものでありますが、経営全般を担う社長との役割分担に基づき、実際に当社のリーダーとして業務執行を率いてきた森下氏が、取締役会長として引き続き上記の(i)から(iii)の職務を担うことには合理性があるといえます。また、森下氏が20年以上、当社の社長及びエグゼクティブ・プロデューサー、そして、実質的な創業者として『感動と楽しい経験』を提供する」という当社の企業理念の実現に向けてゲーム開発の現場で常に先頭に立ってきた経験に基づき、取締役会長として会社の対外活動や主要取引先・事業パートナーとの関係維持等への対応・支援を行い、その知見経験をもって社長等の役職員に対する助言・支援を行うことこそが当社の企業価値向上に資すると考えているとともに、主要取引先・事業パートナー・当社の役職員からも、当該役割を森下氏が引き受けることに対して引き続き高い期待があります。

したがって、当社取締役会は、**本議案に反対**いたします。

## 第9号議案 タイトル別売上げの開示に係る定款変更の件

### 1. 議案の要領

現行の定款に以下の章及び条文を新設する。

#### 第7章 タイトル別売上げの開示

##### (タイトル別売上げの開示)

#### 第43条

1. 当社は、当社が開発、販売又は運営するゲームタイトルについて、事業年度中に当該ゲームタイトルから売上げを得た場合には、当該ゲームタイトルごとに、当該事業年度において得た売上げの金額を、各事業年度の終了後3カ月以内に、TDnetにおいて開示するものとする。なお、本条において「売上げ」とは、当該ゲームタイトルに関連する、ゲーム以外の事業から生じた売上げを含み、当該ゲームタイトルがシリーズものである場合、当該シリーズに属するゲームタイトルすべての売上げが開示対象となるものとする。
2. 前項の定めにかかわらず、その売上げを開示することにより、第三者との契約に基づく守秘義務その他の法的義務に違反することとなるなど当社に重大な損害が発生する具体的なおそれがあると取締役会が合理的に判断したゲームタイトルおよび当該事業年度における売上げが1億円未満となるゲームタイトルについては、当該事業年度における売上げの金額に代えて、その売上げを開示しない理由を開示することができる。

### 2. 提案の理由

本議案では、当社のゲームタイトルのうち、重要性が高いゲームタイトルについて、売上げを開示することを求めている。

当社のゲームタイトル別の売上げは、部分的な開示がなされているものの、パズドラ及びラグナロクオンライン関連タイトル（以下「主要2シリーズ」という。）以外のタイトルから得られた売上げについては開示されていない。

しかし、当社においては、主要2シリーズ以外の新規タイトルの開発に対し、多くの経営資源を投下している。実際に、新規タイトルへの注力により、広告宣伝費を除く単体の販売費及び一般管理費は過去10年間で74億円から170億円へと増加している。一方で、同期間におけるパズドラを除く単体の売上高は116億円から70億円へと大きく減少しており、新規タイトルが業績に貢献している形跡は確認できない。このような状況では、主要2シリーズ以外の情報開示がされていないタイトルについて投資者が合理的な評価を行うことは困難である。具体的には、仮に「LET IT DIE：INFERNO」や「ニンジャラ」などのゲームタイトルに一定の価値があるとしても、その売上げの状況や業績への貢献度が開示されていない以上、株主はその評価を行うことができず、結果として株主価値には反映されない。

特に、取締役会が2025年8月15日付の開示資料において「中長期的な業績向上には寄与し得る」と評価していた「ニンジャラ」は、2020年6月のリリースから5年以上が経過しているにもかかわらず、当該ゲームタイトルがこれまで中長期的にどのように業績に貢献してきたのか、そして今後どのように貢献していくのか不明であり、その個別の売上げについて開示を拡充することは、株主から適切な評価を得るために必要不可欠である。

ゲームタイトル別に売上げを開示することは、株主に対し当社を正しく評価するための有益な情報提供を行うことを意味し、ひいては当社の株主価値の向上に資する。

### 3. 本議案に対する取締役会の意見

当社取締役会は、以下の理由から**本議案に反対**いたします。

当社が、ゲームタイトル別売上高を継続的に開示した場合、各ゲームタイトルの売上高の推移が明らかとなり、当社の収益構造や今後の各ゲームタイトルに係る事業戦略等の機微情報を競合他社に推知されるおそれがあるため、当社に競争上の不利益が生じる可能性が高いと考えられます。

また、ゲームタイトルの収益モデル上、ゲームタイトルの売上高がリリースからの期間の経過に徐々に減少していくことは一般的であるところ、当該減少傾向は必ずしもゲームタイトルの人気落ちていることを意味しないにもかかわらず、当該減少傾向が開示されることで、ゲームタイトルのユーザーに対してゲームタイトルの人気実態以上に落ちているとの印象を与え、ゲームタイトルのサービスの終了を懸念したユーザー離れを誘発してしまう可能性が高いと考えております。さらに、ゲームタイトルの人気は必ずしも一時的な売上高の多寡で決まるものではないにもかかわらず、対象となる事業年度における売上げが1億円未満であることを理由にゲームタイトルの売上高を開示しない場合、当該ゲームタイトルのユーザーに対し、当該ゲームタイトルが不人気であるとの誤解を与え、当該ゲームタイトルを遊ぶモチベーションを低下させてしまい、結果的に当該ゲームタイトルからのユーザー離れを引き起こしてしまう可能性が否定できないと考えております。以上のとおり、ゲームタイトル別売上高の開示が各ゲームタイトルのユーザー数の減少、ひいては当社の収益の減少に繋がる結果、当社の業績に悪影響を与える可能性が否定できません。

このように、既に収益基盤が確立したパズル&ドラゴンズ及び当社の子会社のGravity Co.,Ltd.がNASDAQに上場していることに伴ってNASDAQの上場規制に基づき開示しているゲームタイトルを除くその他のゲームタイトルについては、情報開示によるデメリットが大きい一方、投資家から見たときに情報開示によって得られるメリットは限定的です。

また、コラボレーションを実施しているゲームタイトルについては、ライセンサーに対するライセンス料の支払額やライセンサーとの間の契約内容によっては、売上高が当社の業績に必ずしも直結しない場合があり、開示されたゲームタイトルの売上高と当社の業績との間に乖離が生じる可能性が相当程度あるため、ゲームタイトル別売上高を開示することは、市場に対して当社の業績に関して誤解を与える可能性が否定できません。

このように、タイトル別売上高の開示の是非は、当社の競争環境、業績や適切な業績評価に直接的な影響を及ぼし得る可能性が高いため、業務執行に属する事項として取締役会において個別具体的に決定されるべきであり、会社の根本規範を定める定款に一律にその開示を規定することは適切ではないと考えております。

なお、本議案の定款変更案においては、会社に重大な損害が発生する具体的なおそれがあると取締役会が合理的に判断した場合には売上高を開示しないことができる旨の定めがありますが、不開示の基準が明確でない以上、重大な損害の発生を理由に不開示とした取締役会の判断が、事後的に定款違反と評価されるリスクを否定できません。したがって、当社の事業運営上重大な損害が生じ得る局面であっても、当該リスクを回避する観点から、取締役会が開示を選択せざるを得ない事態も想定されるため、本議案による定款変更が承認された場合、当社の事業運営に悪影響を及ぼす可能性が否定できないと考えております。

したがって、当社取締役会は、**本議案に反対**いたします。

## 第10号議案 定款一部変更（第三者委員会の設置と調査報告書の公表）の件

### 1. 議案の要領

当社の定款に以下の章及び条文を新設する。なお、本総会における他の議案（会社提案にかかる議案を含む。）の可決により、本議案として記載した章及び条文に形式的な調整（条文番号のずれの修正を含むが、これらに限られない。）が必要となる場合は、本議案に係る条文を、必要な調整を行った後の条文に読み替えるものとする。

（下線は変更部分を示します。）

| 現行定款 | 変更案                                                                                                                                                                                                                   |
|------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (新設) | 第7章 第三者委員会の設置と調査報告書の公表<br><br><u>(元従業員による不正行為の調査等のための第三者委員会の設置と調査報告書の公表)</u><br>第43条 当社は、当社の元従業員（幹部級職員）が、過去数年にわたり、架空の業務発注を介し、当社の資金を流用するなどの不正行為に及んでいた事案の詳細な事実関係の調査、類似事案の有無の調査、原因分析及び再発防止策の立案のための第三者委員会を設置し、調査報告書を公表する。 |

### 2. 提案の理由

当社は、法令順守（コンプライアンス）体制に課題を抱えている。当社は2025年8月14日、「当社の元従業員による不正行為について」と題して、「当社の元従業員が、過去数年にわたり、架空の業務発注を介し、会社資金を流用するなどの不正行為に及んでいた」事実を開示した。元従業員が、「他社が運営する仕事依頼サービスサイトを介して、当社を発注者とし、当該元従業員自身を受注者とした架空の業務発注により、当社から業務委託費として支払われた金員の大部分を着服していたこと等（被害総額約2億4,600万円）」に加えて、「ある取引先に対し、業務の実態がないにもかかわらず業務委託費を不正に支払うことで当社の資金を流出させていた事実（被害総額約1億円）」を確認したという。3億円を超える被害総額は、当社が2025年1－9月の3四半期に計上した連結最終利益の約12%に

も相当する。

当社によると、元従業員は「裁量と権限を有する幹部級職員」であり、「取引不正リスクの認識・評価が不十分であったことに起因する内部監査による不正リスクに対応した個別取引のモニタリングが十分に機能しなかった」とのことであるが、元従業員が業務委託費の予算権限を備えた「幹部級職員」ならば、エグゼクティブプロデューサーである森下喜社長（2026年2月1日より会長）の直轄である。

当社は、「独立社外監査役2名を中心とする社内調査チームを組成し、外部の法律事務所及び会計事務所のフォレンジックチームの支援を得て、当該元従業員を含む関係者からのヒアリング、当該元従業員が使用する端末のデジタルフォレンジック等による本件不正行為に関する詳細な事実関係の調査、類似事案の有無の調査、原因分析及び再発防止策の立案」を進めたというものの、調査範囲、調査のヒアリングの内容及び不正行為に関する詳細な事実関係はおろか、外部の法律事務所及び会計事務所の名称も開示しておらず、調査過程の独立性や調査結果の客観性に疑念を持たざるを得ない。

そもそも、当社の深刻な不正事件は初めてではない。当社は2006年7月、「ラグナロクオンライン」のサーバーに不正アクセスしてゲーム内通貨を無断複製したうえで外部に売却した元社員が逮捕された事件を発表している。ゲームの監視役である「ゲームマスター」による不正行為だっただけに、事件の悪質性は際立っていたが、事件発生当時の社長も森下氏であった。

森下政権下において二度目となる大型不正事件に対して、当社の社外取締役と社外監査役が機能していなかった事実を鑑みるならば、現経営陣による「お手盛り」となった可能性のある調査だけでは、内部統制システムの抜本的改革を到底期待することはできない。

よって、当社の信頼と企業・株主価値を回復するためには、当社経営陣から独立性が担保された調査者が元従業員による不正行為を再調査・検証し、森下氏を筆頭とする経営陣・取締役の責任義務違反の有無、内部統制システムの整備状況といった不正事件の原因を分析する必要がある。

第三者委員会は費用のかかるガバナンス改善策であるが、当社で最高額の報酬を食んでいる森下氏の責任の所在を明らかにする仕組みは、少数株主保護に寄与する。「株主提案に対する当社取締役会意見に関するお知らせ」（2025年2月14日開示）において、「実質的な創業者として20年以上にわたり当社の事業を牽引し、その間、当社の成長の実現に果たしてきた」と当社が森下氏の価値を評価するならば、なおさら検証が必要である。

### 3. 本議案に対する取締役会の意見

当社取締役会は、以下の理由から**本議案に反対**いたします。

当社は、幹部級職員であった元従業員（以下「当該元従業員」といいます。）が、過去数年にわたり、単独で、架空の業務発注を介し、会社資金を流用するなどの不正行為（以下「本不正行為」といいます。）を行ったことに関し、2025年8月14日付「当社の元従業員による不正行為について」において公表しておりますとおり、当社経営陣から独立した社内調査チームを組成し、外部の法律事務所及び会計事務所のフォレンジックチームの支援を得て、当該元従業員を含む関係者からのヒアリング、当該元従業員が使用する端末のデジタルフォレンジック等による本不正行為に関する詳細な事実関係の調査、類似事案の有無の調査、原因分析及び再発防止策（以下「本調査」といいます。）を実行しました。そして、2025年12月17日付「（開示事項の経過）当社の元従業員による不正行為について」において公表しておりますとおり、本調査の結果を踏まえ、監査法人とも協議を重ねつつ、外部業者との取引の発注・支払承認プロセスにおける内部統制の改善を進めるなど複数の再発防止策を粛々と実行しております。なお、本不正行為に関する初動調査及び本調査の結果、本不正行為は元従業員による単独の不正行為であり、組織性がないことが確認されております。

本議案において、提案株主様（LIM）は、本調査の調査過程の独立性や調査結果の客観性に疑念があると主張しております。しかしながら、本調査を行った当社の社内調査チームを主導したのは、当社の独立社外監査役である吉川知宏氏及び根本真孝氏であり、両名とも2025年3月28日に開催された当社の第28期定時株主総会において選任された新任の独立社外監査役であることから、本調査の調査過程の独立性や調査結果の客観性は十分に確保されていると考えております。

また、当社は、本不正行為の初動調査の結果判明直後から警察への相談及び刑事告訴に向けた協議を重ね、警察による捜査活動に全面的に協力しているところ、捜査活動への支障を考慮し、本調査の調査範囲、調査のヒアリングの内容及び不正行為に関する詳細な事実関係について公表を差し控えております。当社としては、事態の全容解明に向け、引き続き警察による捜査活動に全面的に協力して参ります。

以上のとおり、本調査の調査過程の独立性や調査結果の客観性に疑念はないことから、第三者委員会の設置による本不正行為に関する再調査は不要であり、これを目的とする定款変更は不要であると考えております。当社取締役会は、2025年12月17日付で公表した再発防止策を粛々と実行して再発防止に努めるとともに、本不正行為に関する被害金の回収についても引き続き対応を進め、皆様からの信頼回復に向けて尽力してまいります。

したがって、当社取締役会は、**本議案に反対**いたします。

## 第11号議案 定款一部変更（資本コストの開示）の件

### 1. 議案の要領

当社の定款に以下の章及び条文を新設する。なお、本総会における他の議案（会社提案にかかる議案を含む。）の可決により、本議案として記載した条文に形式的な調整（条文番号のずれの修正を含むが、これらに限られない。）が必要となる場合は、本議案に係る条文を、必要な調整を行った後の条文に読み替えるものとする。

（下線は変更部分を示します。）

| 現行定款 | 変更案                                                                                                                                                 |
|------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| （新設） | 第8章 資本コストの開示<br><br>（資本コストの開示）<br>第44条 当社は、 <u>当会社が東京証券取引所に提出するコーポレート・ガバナンスに関する報告書において、当該報告書提出日から遡り1か月以内において当会社が把握する資本コストを、その算定根拠とともに開示するものとする。</u> |

### 2. 提案の理由

当社は設備投資を必要としないビジネスモデルであり、黒字が定着した企業ではあるが、足元は株価純資産倍率（PBR）が1倍をわずかに上回っているだけである。2025年1月13日時点の株価は過去10年で約15%下げている、東証株価指数（TOPIX）を約171ポイントもアンダーパフォームしている。

当社株式の低評価の背景にあるのは、自己資本比率が約73%に達した過剰資本と積み上がった現金にある。具体的には、2025年9月末時点で1360億円のネット・キャッシュ（現預金等から借入金を差し引く）を抱え、その額は時価総額の約96%に到達している。これは、キャピタル・アロケーションを軽視し続けた結果である。

当社が2025年2月14日に「株主還元方針の変更及び期末配当予想の修正に関するお知らせ」とした開示において、「配当については、連結配当性向を30%以上とし、安定的かつ継続的に実施する方針です。自己株式取得については、市場株価や当社の財務状況も勘案しつつ、資本収益性の向上に資する機動的な資本政策として位置付けており、取締役会での決定に基づき継続的に実施していく方針です」とし、同8月15日発表のコーポレート・ガバナンス報告書においては、「資本コストに関しては、継続的に取締役会で議論し、複数の計算方式を使用しながら適切

に把握していきつつ、株価向上に向けて資本コストを上回る資本収益性の向上を実現していきたいと考えております」とした。

しかし、いずれの開示においても資本効率改善策や具体的な資本コストの記載が皆無であり、株価とバリュエーション向上の意思が不足している。過剰資本は、事業リスク以上の資本コストと本業で稼ぐ力を十分に反映しない株主資本利益率(ROE)をもたらす。だが、当社は具体的なROE目標を掲げておらず、最適な資本構成に関する議論に乏しい。当社のゲーム開発のリターンが資本コストを上回ることが不透明であることから、株主から見た資本コスト(株主資本コスト)を適切に把握、定期的に開示することは少数株主の利益に資する。

東京証券取引所が2023年1月30日に公表した「市場区分の見直しに関するフォローアップ会議の論点整理」では、「我が国においては、経営者が資本コストや株価を意識していないケースが多く、経営者の意識改革やリテラシー向上、企業経営における自律性の向上が必要」、「まずは、経営者に対して、自社の資本コストや資本収益性を的確に把握し、その状況や株価・時価総額の評価を行ったうえで、必要に応じて、改善に向けた方針や具体的な取組などを開示することを促していくことにより、それをきっかけとした対話の促進や、経営者のリテラシー向上を図っていくことが考えられる」とした上で、「特に、継続的にPBRが1倍を割れている(すなわち、資本コストを上回る資本収益性を達成できていない、あるいは、資本コストを上回る資本収益性を達成しているものの将来の成長性が投資者から十分に期待されていないと考えられる)会社に対しては、改善に向けた方針や具体的な取組などの開示を求めていくべき」としている。

東京証券取引所が策定したコーポレートガバナンス・コードは、「原則5-2. 経営戦略や経営計画の策定・公表」において、「経営戦略や経営計画の策定・公表に当たっては、自社の資本コストを的確に把握した上で、収益計画や資本政策の基本的な方針を示すとともに、収益力・資本効率等に関する目標を提示し、その実現のために、事業ポートフォリオの見直しや、設備投資・研究開発投資・人的資本への投資等を含む経営資源の配分等に関し具体的に何を実行するのかについて、株主に分かりやすい言葉・論理で明確に説明を行うべきである」と定めるが、2025年2月14日発表の「株主還元方針の変更及び期末配当予想の修正に関するお知らせ」や同8月15日のコーポレート・ガバナンス報告書においては、資本効率改善に向けた数値的な具体性に欠け、当社は「株主に分かりやすい言葉・論理で明確に説明」することを怠っている。

そもそも、当社が2025年8月14日に発表した元従業員の不正事件の遠因は、「裁量と権限を有する幹部級職員」を直轄する森下氏を筆頭とする経営陣から資本コストの概念が抜け落ちていたためである。当社の場合、利益剰余金が大半を占める株主資本と積み上がった現預金は「写し鏡」であり、現預金が株主から付託された大切な資産であるとの意識が当社に欠けていたからこそ、現預金を私物化する

る事件が発生した。少数株主軽視の姿勢が余りにも長期化したために、経済的な非合理性がコンプライアンスの領域にまで増幅したのである。

### 3. 本議案に対する取締役会の意見

当社取締役会は、以下の理由から**本議案に反対**いたします。

当社の取締役会としては、資本コストを開示するか否かに関しては、その要否、時期、方法等を含めて、株主様との対話の状況や当社の経営戦略とその遂行状況、さらには当社が置かれた経営環境等を踏まえて、その都度決定すべき事項であり、これを一律に開示する旨を定款に規定することは、適切ではないと考えております。

また、コーポレートガバナンス・コードの原則5-2、東京証券取引所が公表した「市場区分の見直しに関するフォローアップ会議の論点整理」(2023年1月30日)及び「資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた対応について」(2023年3月31日)は、いずれも、資本コストの数値を算出し、算定根拠とともに開示することを求めておらず、あくまで、資本コストを的確に把握した上で、経営戦略や経営計画を策定し、事業運営にあたることが求められているに過ぎないと認識しております。当社においては、資本コストが経営上の重要な指標であると認識しており、継続的に資本コストを取締役会で議論し、複数の計算方式を使用しながら適切に資本コストを把握しており、当該資本コストの把握を通じて、株価向上に向けて資本コストを上回る資本収益性の向上を実現して参ります。

なお、提案株主様(LIM)は、本不正行為の遠因として、当社経営陣による資本コストの概念が抜け落ちていたことを挙げておりますが、本不正行為は当社元従業員による単独の不正行為であって、当社による資本コストの開示の要否や有無とは何ら関係のない事象であり、完全なこじつけというほかありません。

したがって、当社取締役会は、**本議案に反対**いたします。

## 第12号議案 定款一部変更（取締役報酬の個別開示）の件

### 1. 議案の要領

当社の定款に以下の条文を新設し、現行定款第30条以降を各々1条ずつ繰り下げる。なお、本総会における他の議案（会社提案にかかる議案を含む。）の可決により、本議案として記載した条文に形式的な調整（条文番号のずれの修正を含むが、これらに限られない。）が必要となる場合は、本議案に係る条文を、必要な調整を行った後の条文に読み替えるものとする。

（下線は変更部分を示します。）

| 現行定款 | 変更案                                                                                |
|------|------------------------------------------------------------------------------------|
| （新設） | （取締役報酬の個別開示）<br>第30条 <u>取締役の報酬については、毎年、事業報告及び有価証券報告書において、個別に報酬額、内容及び決定方法を開示する。</u> |

### 2. 提案の理由

積み上がった現金の使途と根拠を合理的に説明できていないまま株価低迷を看過している当社においては、少数株主の利益を無視していると言わざるをえない。しかも、コンプライアンスの問題を抱え、内部統制システムの実効性に疑念が持たれている当社の取締役会には、当社が抱えるコーポレートガバナンス上の問題を改善する役割を果たし、資本効率面でも経営陣に責任感を持たせることが期待できない。よって、少数株主がより積極的に牽制を効かせることができるような環境を整えるのが提案の趣旨である。

当社は2026年1月9日に「当社の指名・報酬委員会による取締役会に対する取締役報酬制度の一部改定及び業績連動型株式報酬制度の導入に関する答申について」と銘打って、業務執行取締役の報酬制度一部改定を発表したが、少数株主の利益に直結する資本効率などの程度配慮されているかが明確でない。

そもそも、取締役の個別報酬は、取締役会が当社の直面する課題をどのように評価し、それを個別の取締役の報酬にどのように反映しているかを示す。よって、当社のコーポレートガバナンスとキャピタル・アロケーションの問題の原因を明らかにすべく、業務執行取締役だけでなく、社外取締役及び非常勤取締役など全ての取締役の個別開示が必要となる。

### 3. 本議案に対する取締役会の意見

当社取締役会は、以下の理由から**本議案に反対**いたします。

当社は、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定に関する方針（以下「報酬決定方針」といいます。）を定めるとともに、取締役の指名・報酬等に係る評価・決定プロセスの透明性及び客観性を高め、取締役会の監督機能の強化、コーポレ

ート・ガバナンス体制の一層の充実を図ることを目的として、独立社外取締役である宮川圭治氏を委員長とし、独立社外取締役を構成員の過半数とする指名・報酬委員会を設置しております。取締役の報酬水準等は、報酬決定方針に基づき、指名・報酬委員会が、取締役等の報酬に関する事項について審議し、取締役会に答申しております。具体的な取締役の報酬等については、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内において決定されております。

当社においては、報酬決定方針を踏まえ、当社の業績拡大、企業価値増大に繋がる取締役報酬制度を目指して、独立社外取締役である宮川圭治氏を委員長とし、独立社外取締役が過半数を占める指名・報酬委員会において取締役報酬制度の見直しについて、継続的に審議・検討を行っているところ、今般、2026年1月9日付「当社の指名・報酬委員会による取締役会に対する取締役報酬制度の一部改定及び業績連動型株式報酬制度の導入に関する答申について」及び2026年2月13日付「取締役の報酬制度の一部改定及び業績連動型譲渡制限付株式報酬制度の導入に関するお知らせ」において公表しておりますとおり、当社のゲーム開発事業の持続的な発展に向けた行動を促し、かつ、当社の収益力向上及び中長期的な企業価値向上を動機づける報酬制度とすることを目的として、指名・報酬委員会の答申を最大限尊重して、2026年2月13日付の取締役会において上記、取締役報酬制度の一部改定及び業績連動型株式報酬制度の導入を決議しております。

また、当社は、事業報告及び有価証券報告書において、法令等に基づき、役員区分ごとの報酬総額、種類別の報酬総額及び員数を適法かつ適正に開示しており、特に有価証券報告書においては連結報酬等の総額が1億円以上である取締役の報酬額の個別開示を含めて十分な開示を行っております。

以上のとおり、当社の報酬制度の決定手続は適正かつ透明性が確保されているとともに、その報酬水準、算定方法及び開示の方法についても適切であること、また、本議案のように法令上の開示を超える取締役報酬の個別開示を定款に定める必要はありません。

したがいまして、当社取締役会は、**本議案に反対**いたします。

## 第13号議案 自己株式の取得の件

### 1. 議案の要領

会社法156条1項の規定に基づき、本総会終結のときから1年以内に当社普通株式を、株式総数818万株、取得価格の総額213億円（ただし、会社法により許容される取得価額の総額（会社法461条に定める「分配可能額」）が当該金額を下回るときは、会社法により許容される取得価額の総額の上限額）を限度として、金銭の交付をもって取得することとする。

### 2. 提案の理由

当社株式に対する低評価は、資本効率の低下を招くネット・キャッシュを温存し、対応する過剰資本を放置した結果である。株主資本の肥大化がさらに膨らみ、PBRの低空飛行が長期化するリスクを勘案するならば、本格的な株主還元に踏み切ることこそが、少数株主保護に資する。

よって、抜本的な自社株買いが必要となる。当社のネット・キャッシュは時価総額の約96%相当にも達するため、自己株式の取得原資は十分にある。提案した株式総数は、当社株式の過去1年の売買高の15%に相当し、流動性の観点からしても、市場が十分に吸収できる合理的な水準である。

### 3. 本議案に対する取締役会の意見

当社取締役会は、以下の理由から**本議案に反対**いたします。

当社は、2月13日付自己株式取得プレスリリースで公表いたしましたとおり、総計210万株又は取得価額の総額50億円を上限とする自己株式取得を実施する予定であり、また、2025年3月19日付プレスリリースで公表いたしましたとおり、総計1,638,900株の当社普通株式の自己株式の取得（取得価額の総額4,999,823,900円）を実施しております。このように、当社は、株主還元の基本方針に従い、自己株式の取得を、市場株価や当社の財務状況も勘案しつつ、資本収益性の向上に資する機動的な資本政策として位置付け、2026年度以降も継続的かつ機動的に実施していく予定です。

本議案は、総額にして213億円の自己株式の取得を要求するものであり、この金額の自己株式取得を行った場合、2025年度12月末現在の当社単体の現預金残高の約31%に及ぶ自己株式の取得を行うこととなります。

第5号議案の取締役会意見に記載している当社の主力事業の特性を踏まえ、2025年度12月末現在の当社単体の現預金残高の約31%に及ぶ自己株式の取得は、当社の財務基盤に与える悪影響が大きく、本議案は、当社の中長期的な企業価値の成長を妨げるものであり、当社の企業価値の成長を無視した短期利益の実現狙いの提案に他ならないと考えております。

また、仮に、本議案及び第5号議案が合わせて承認可決された場合には、当社の現預金残高の約57%が短期間に流出することになり、当社の中長期的な企業価値に対する悪影響は甚大なものとなります。

したがって、当社取締役会は、本議案に反対いたします。

以 上

# 事業報告

( 2025年1月1日から  
2025年12月31日まで )

## 1. 企業集団の現況に関する事項

### (1) 当連結会計年度の事業の状況

#### ① 事業の経過及び成果

当連結会計年度における経済環境につきましては、為替相場を含む不安定感とともに、依然として物価上昇圧力の強い状態が継続し、各種コストは上昇基調で推移しました。ゲーム市場においては、国内モバイルゲームの市場規模は2021年以降、概ね横ばいの推移を維持しているものの、スマートフォンユーザーの余暇の使い方は動画コンテンツの視聴をはじめとする多様化が進み、モバイルゲームにおけるユーザーリテンには、より一層ユーザーの動向を注視する必要性が高まっております。

このような状況の中、当社では引き続きグローバル配信を見据えたゲーム開発に注力するため開発体制の強化を図り、業務委託費を中心に新規開発タイトルに係るコストが増加しました。当社タイトルのグローバル展開に関しましては、2025年12月4日にローグライトサバイバルアクションゲーム「LET IT DIE: INFERNO」をリリースいたしました。2016年にリリースされた当社初のグローバルタイトル「LET IT DIE」の最新作である本作は、多言語対応のうえグローバルにサービスを展開しております。

当社を代表するタイトルである「パズル&ドラゴンズ」(以下「パズドラ」)に関しましては、引き続き既存価値の最大化を図るため、MAU (Monthly Active User: 月に1回以上ゲームにログインしている利用者) の維持・拡大やゲームブランドの強化に取り組んでまいりました。季節ごとのオリジナルイベントや他社有名キャラクターとのコラボレーションなど、多様なイベント展開を継続するだけでなく、より多くの皆様に「パズドラ」をお楽しみいただくため、関連タイトルのリリースやオフラインイベントの実施、eスポーツへの取り組みも含め、ユーザーの裾野を広げる取り組みを継続してまいりました。

また、子会社Gravity Co.,Ltd. 及びその連結子会社が運営しているRagnarok関連タイトルにつきましては、2025年10月23日に「Ragnarok: Twilight」の東南アジア地域における配信を開始するなど、新規タイトルのグローバルなサービス展開により、引き続き連結業績に大きく貢献しております。

この結果、当連結会計年度における売上高は93,242百万円(前年同期比10.0%減)、営業利益5,056百万円(前年同期比71.1%減)、経常利益6,780百万円

(前年同期比66.1%減)、親会社株主に帰属する当期純利益1,407百万円(前年同期比87.4%減)となりました。

なお、当社グループは単一セグメントであるため、セグメント情報に関連付けて記載しておりません。

② 設備投資の状況

当連結会計年度におきましては、総額6,753百万円の設備投資を行いました。その主なものは、ゲーム開発に係る支出として5,562百万円であります。

③ 資金調達の状況

当連結会計年度におきましては、重要な資金調達はありません。

④ 他の会社の株式その他持分又は新株予約権の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

## (2) 財産及び損益の状況

### ① 連結

(単位：百万円)

| 区 分                 | 第26期                       | 第27期                       | 第28期                       | 第29期                       |
|---------------------|----------------------------|----------------------------|----------------------------|----------------------------|
|                     | 自2022年1月1日<br>至2022年12月31日 | 自2023年1月1日<br>至2023年12月31日 | 自2024年1月1日<br>至2024年12月31日 | 自2025年1月1日<br>至2025年12月31日 |
| 売 上 高               | 105,505                    | 125,315                    | 103,600                    | 93,242                     |
| 営 業 利 益             | 27,649                     | 27,880                     | 17,491                     | 5,056                      |
| 経 常 利 益             | 28,985                     | 29,308                     | 20,013                     | 6,780                      |
| 親会社株主に帰<br>属する当期純利益 | 19,022                     | 16,433                     | 11,171                     | 1,407                      |
| 1株当たり<br>当期純利益      | 305円61銭                    | 272円65銭                    | 182円67銭                    | 25円79銭                     |
| 総 資 産               | 152,210                    | 168,045                    | 175,464                    | 169,474                    |
| 純 資 産               | 132,834                    | 149,495                    | 153,535                    | 151,333                    |
| 1株当たり<br>純資産額       | 1,894円36銭                  | 2,127円98銭                  | 2,280円75銭                  | 2,242円37銭                  |

### ② 個別

(単位：百万円)

| 区 分                      | 第26期                       | 第27期                       | 第28期                       | 第29期                       |
|--------------------------|----------------------------|----------------------------|----------------------------|----------------------------|
|                          | 自2022年1月1日<br>至2022年12月31日 | 自2023年1月1日<br>至2023年12月31日 | 自2024年1月1日<br>至2024年12月31日 | 自2025年1月1日<br>至2025年12月31日 |
| 売 上 高                    | 58,986                     | 48,128                     | 49,731                     | 33,579                     |
| 営業利益又は<br>営業損失(△)        | 16,995                     | 10,499                     | 7,731                      | △3,702                     |
| 経常利益又は<br>経常損失(△)        | 17,797                     | 11,139                     | 7,831                      | △3,470                     |
| 当期純利益又は<br>当期純損失(△)      | 9,144                      | 7,494                      | 5,400                      | △3,653                     |
| 1株当たり当期純利益<br>又は当期純損失(△) | 146円92銭                    | 124円34銭                    | 88円31銭                     | △66円94銭                    |
| 総 資 産                    | 105,314                    | 105,370                    | 102,666                    | 87,625                     |
| 純 資 産                    | 98,388                     | 99,194                     | 93,137                     | 81,315                     |
| 1株当たり<br>純資産額            | 1,571円35銭                  | 1,634円31銭                  | 1,642円30銭                  | 1,474円99銭                  |

### (3) 重要な親会社及び子会社の状況

#### ① 親会社との関係

該当事項はありません。

#### ② 重要な子会社の状況

| 会社名                                               | 資本金         | 当社の議決権比率             | 主な事業内容                                                |
|---------------------------------------------------|-------------|----------------------|-------------------------------------------------------|
| 株式会社ゲームアーツ                                        | 78百万円       | 100.00%              | PCオンラインゲーム、コンシューマゲームの企画・開発・販売                         |
| Gravity Co., Ltd.                                 | 3,474百万ウォン  | 59.31%               | PCオンラインゲーム、スマートフォンゲームの企画・開発・運営・配信                     |
| Gravity Interactive, Inc.                         | 10,540千米ドル  | 100.00%<br>(100.00%) |                                                       |
| Gravity Communications Co., Ltd.                  | 155百万台湾ドル   | 100.00%<br>(100.00%) |                                                       |
| Gravity NeoCyon, Inc.                             | 6,990百万ウォン  | 100.00%<br>(100.00%) |                                                       |
| PT Gravity Game Link                              | 43,221百万ルピア | 70.00%<br>(70.00%)   |                                                       |
| Gravity Game Tech Co., Ltd.                       | 188百万タイバーツ  | 100.00%<br>(100.00%) |                                                       |
| グラビティゲームアライズ株式会社                                  | 100百万円      | 100.00%<br>(100.00%) |                                                       |
| Gravity Game Hub PTE., Ltd.                       | 6百万シンガポールドル | 100.00%<br>(100.00%) |                                                       |
| Gravity Game Vision Limited                       | 3百万香港ドル     | 100.00%<br>(100.00%) |                                                       |
| Gravity Game Unite Sdn. Bhd.                      | 2百万リンギット    | 100.00%<br>(100.00%) |                                                       |
| GungHo Online Entertainment America, Inc.         | 300千米ドル     | 100.00%              |                                                       |
| スーパートリック・ゲームズ株式会社                                 | 50百万円       | 100.00%              | コンシューマゲームの企画・開発                                       |
| GungHo Online Entertainment Asia Pacific Pte.Ltd. | 55,491千米ドル  | 100.00%              | 持株会社                                                  |
| スクワッドスターズ株式会社                                     | 10百万円       | 100.00%              | コンシューマゲームの企画・開発                                       |
| 株式会社エイリム                                          | 100百万円      | 100.00%              | デジタルコンテンツ配信サービスの企画・開発・制作・販売及び保守、デジタルコンテンツの企画・制作・加工・販売 |

(注) 1. 当社の議決権比率の( )内は間接所有割合を内数で示しております。

2. Gravity Game Unite Sdn. Bhd.は2025年3月に設立した会社であります。

#### ③ 事業年度末日における特定完全子会社の状況

該当事項はありません。

#### (4) 対処すべき課題

当社グループは常に変化し続けるゲーム産業の経営環境を早期かつ的確に把握し、優先的に対処すべき重要課題を定め、それに適合した経営戦略を推進しております。

##### ① 既存価値の最大化

当社グループでは、サービス開始から23周年を迎えた「ラグナロクオンライン」や、2026年2月に14周年を迎えたスマートフォン向けゲーム「パズドラ」をはじめ、ゲームブランドとして確立したコンテンツ資産を、多角的に利用することを経営方針の一つとしております。

「パズドラ」シリーズにおいては、スマートフォン向けゲームのみならず、長期的展開を主眼にゲームのブランド力向上を目指し、家庭用ゲーム、アニメ、キャラクターグッズ、コミック、eスポーツイベントの開催等、多方面へ作品を展開し、ユーザーの皆様には様々な形でお楽しみいただいております。これらの展開のもと、ユーザーの嗜好や年齢層に合ったゲームの楽しさを提供することにより「ロイヤルカスタマー（生涯顧客）」となっただけき、ゲームブランドとしての長期的な発展を目指してまいります。

##### ② 新規価値創造への挑戦

今後も技術革新が進むことにより、将来的にはまた新たなゲーム市場が形成されることが予測されますが、オンラインゲーム市場は、これからも新規参入企業の増加や統合が予想され、競争環境はさらに厳しくなることが見込まれます。このような中、当社グループは、オンラインゲームで培った開発・運営ノウハウや経験、スマートフォン・家庭用ゲームでも評価の高い企画・開発力を最大限に活かし、「直感的」「革新的」「魅力的」「継続的」「演出的」という開発5原則を基に、様々なプラットフォームに向け新しい価値をお客様に提供してまいります。

##### ③ グローバル市場における成長

スマートフォン市場が世界規模で拡大し、通信環境を含めた技術が進歩する等、今後も広義のオンラインゲーム市場はさらに拡大していくことが予想されます。

当社グループでは、スマートフォンゲームのみならず、PCオンラインゲーム、家庭用ゲームについてもグローバル展開を図っております。また、配信先のプラットフォームに関わらず、オンラインゲームは配信開始後も継続的なコンテンツの運営体制が必要となるため、グローバル展開に合わせた運営体制を構築し、質の高いゲームの提供・運営を行うことで、世界中のお客様に「ロイヤルカスタマー（生涯顧客）」となっただけき、さらなる収益性向上を目指して

まいります。

#### ④ コーポレート・ガバナンスの強化

当社は、株主の皆様、顧客、取引先、地域社会、従業員の各ステークホルダーと良好な関係を築き、長期安定的な成長を遂げていくため、企業価値の最大化に努めるとともに、健全性を確保していくことが、経営の最重要課題の一つであると認識しております。このような認識のもと、当社は様々な施策を講じて、コーポレート・ガバナンスの充実を図っております。

#### ⑤ 消費者の安全性の確保

当社グループが事業を展開するオンラインゲーム業界では、インターネット環境の向上に加え、スマートフォンの普及やゲーム専用機の進化により、幅広い年齢層のユーザーがオンラインゲームを楽しむことができるようになってきていることから、青少年を含む利用者の皆様が安全な環境で安心してオンラインゲームを利用できる環境を提供することが必要となっております。当社は、一般社団法人日本オンラインゲーム協会等の業界団体に加盟し、消費者が不利益を被ることがないよう、業界各社と広く情報交換を行い、未整備課題への対処等を通じて、経済社会の発展に貢献してまいります。

#### ⑥ 開発を含む組織体制の強化

ゲーム市場は市場変化や技術革新が目まぐるしく進化を続けております。当社グループでは継続的な成長を目指し、機動的な事業の運営、経営効率の向上を図るとともに、収益基盤の強化に向けた組織体制の強化を進めております。当社グループの収益源となるゲーム開発にあたっては、アメーバ開発体制による柔軟な組織を形成し、必要に応じた人員配置を行い機動的な開発体制を構築しております。

なお、当社が2025年8月14日付で公表した「当社の元従業員による不正行為について」のとおり、当社の幹部級職員であった元従業員が、過去数年にわたり、単独で、架空の業務発注を介し、会社資金を流用するなどの不正行為（以下「本件不正行為」といいます。）に及んでいた件につきまして、株主・投資家の皆様、取引先をはじめ関係各位に多大なるご心配とご迷惑をお掛けしておりますことを改めて深くお詫び申し上げます。

当社は、取締役会において再発防止策について積極的に議論・検討しており、引き続き再発防止に努め、皆様からの信頼回復に向けて尽力してまいります。また、事態の全容解明に向け、引き続き捜査機関による捜査活動に全面的に協力するとともに、本件不正行為に対する被害金の回収につきましても、引き続き対応を進めてまいります。

## 2. 会社の株式に関する事項

(2025年12月31日現在)

- ① 発行可能株式総数 321,200,000株
- ② 発行済株式の総数 69,161,416株
- (注) 1. 発行済株式の総数には自己株式(14,818,472株)を含んでおります。  
2. 発行済株式の総数は、2025年3月31日付で自己株式を消却したことにより前事業年度末から14,000,000株減少しております。
- ③ 株主数 44,518名
- ④ 大株主

| 株 主 名                                                                              | 持 株 数       | 持 株 比 率 |
|------------------------------------------------------------------------------------|-------------|---------|
| SON Financial合同会社                                                                  | 10,006,500株 | 18.41%  |
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)                                                            | 7,146,400株  | 13.15%  |
| INTERTRUST TRUSTEES (CAYMAN) LIMITED SOLE Y IN ITS CAPACITY AS TRUSTEE OF JAPAN-UP | 4,157,800株  | 7.65%   |
| STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505103                                         | 2,205,552株  | 4.05%   |
| 株式会社エフエーエイチ                                                                        | 2,000,000株  | 3.68%   |
| STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505001                                         | 1,813,788株  | 3.33%   |
| INTERTRUST TRUSTEES CAYMAN LIMITED AS TRUSTEE OF JAPAN-UP UNIT TRUST               | 1,800,000株  | 3.31%   |
| 株式会社日本カストディ銀行(信託口)                                                                 | 1,668,200株  | 3.06%   |
| THE BANK OF NEW YORK MELLON 140044                                                 | 1,174,178株  | 2.16%   |
| 森下 一喜                                                                              | 1,159,600株  | 2.13%   |

- (注) 1. 当社は、自己株式を14,818,472株保有しておりますが、上記大株主からは除外していません。  
2. 持株比率は自己株式(14,818,472株)を控除して計算しております。

### ⑤ その他株式に関する重要な事項

- イ. 2025年2月14日開催の取締役会決議により、以下のとおり自己株式を取得いたしました。

|              |                       |
|--------------|-----------------------|
| 取得した株式の種類及び数 | 普通株式1,638,900株        |
| 取得価額の総額      | 4,999,823,900円        |
| 取得した期間       | 2025年2月17日～2025年3月18日 |
| 取得方法         | 東京証券取引所における市場買付       |

ロ. 2025年2月14日開催の取締役会決議により、以下のとおり自己株式を消却いたしました。

|              |                 |
|--------------|-----------------|
| 消却した株式の種類及び数 | 普通株式14,000,000株 |
| 消却後の発行済株式総数  | 69,161,416株     |
| 消却日          | 2025年3月31日      |

### 3. 会社役員に関する事項

#### (1) 取締役及び監査役の状況 (2025年12月31日現在)

| 会社における地位  | 氏名      | 担当及び重要な兼職の状況                                                                                                                         |
|-----------|---------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 代表取締役社長   | 森 下 一 喜 | 株式会社ゲームアーツ 代表取締役社長<br>Gravity Co.,Ltd. 理事 (取締役)                                                                                      |
| 取 締 役     | 坂 井 一 也 | 当社 CFO 財務経理本部長<br>株式会社ゲームアーツ 取締役<br>Gravity Co.,Ltd. 理事 (取締役)<br>GungHo Online Entertainment Asia Pacific<br>Pte.Ltd. Director (取締役) |
| 取 締 役     | 北 村 佳 紀 | 当社 GV事業本部長<br>Gravity Co.,Ltd. 理事(取締役) COO兼CCO                                                                                       |
| 取 締 役     | 吉 田 康 二 | 当社 CCO兼CCMO 経営管理本部長<br>Gravity Co.,Ltd. 理事 (取締役)<br>GungHo Online Entertainment Asia Pacific Pte.<br>Ltd. Director (取締役)             |
| 取 締 役     | 市 川 彰 彦 | 当社 パートナー・パブリッシング本部長                                                                                                                  |
| 取 締 役     | 大 庭 則 一 | ソフトバンクグループ株式会社 財務企画部長<br>ソフトバンクグループジャパン株式会社 取締役                                                                                      |
| 取 締 役     | 大 西 秀 亜 | 合同会社インテグリティ 共同代表<br>株式会社アバーゼンス 代表取締役<br>株式会社キューブ 社外取締役                                                                               |
| 取 締 役     | 宮 川 圭 治 | リンカーン・インターナショナル株式会社<br>シニアアドバイザー<br>H.U.グループホールディングス株式会社<br>社外取締役                                                                    |
| 取 締 役     | 田 中 晋   | —                                                                                                                                    |
| 取 締 役     | 原 悦 子   | アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同<br>事業 パートナー弁護士<br>関西電力株式会社 社外取締役(監査委員会委員)                                                                     |
| 常 勤 監 査 役 | 越 智 政 人 | 株式会社ゲームアーツ 監査役                                                                                                                       |
| 監 査 役     | 吉 川 知 宏 | 吉川法律事務所 代表<br>三菱化工機株式会社 社外取締役(監査等委員)                                                                                                 |
| 監 査 役     | 根 本 真 孝 | リーダーズサポート公認会計士事務所 代表<br>リーダーズサポート税理士法人 代表社員                                                                                          |

- (注) 1. 取締役 大西秀亜氏・取締役 宮川圭治氏・取締役 田中晋氏・取締役 原悦子氏は、社外取締役であり、東京証券取引所に独立役員として届け出ております。
2. 監査役 吉川知宏氏・監査役 根本真孝氏は、社外監査役であり、東京証券取引所に独立役員として届け出ております。
3. 監査役 根本真孝氏は公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 2026年2月1日付で、森下一喜氏は代表取締役社長から取締役会長に、坂井一也氏は取締役から代表取締役社長に、それぞれ就任いたしました。

## (2) 責任限定契約の内容の概要

当社と取締役 大庭則一氏・大西秀亜氏・宮川圭治氏・田中晋氏・原悦子氏及び監査役 越智政人氏・吉川知宏氏・根本真孝氏は、会社法第427条第1項に基づいて損害賠償責任の限定について契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任額は金100万円又は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額となります。

## (3) 補償契約の内容の概要

当社は、取締役 森下一喜氏・坂井一也氏・北村佳紀氏・吉田康二氏・市川彰彦氏・大庭則一氏・大西秀亜氏・宮川圭治氏・田中晋氏・原悦子氏及び監査役 越智政人氏・吉川知宏氏・根本真孝氏との間で、会社法第430条の2第1項に規定する補償契約を締結しており、同項第1号の費用及び同項第2号の損失を法令の定める範囲内において当社が補償することとしております。

ただし、当該補償契約によって会社役員の職務の執行の適正性が損なわれないようにするために、自己もしくは第三者の不正な利益を図る又は当社に損害を加える目的で職務を執行したことが判明したときは、当社が支払った金額に相当する金銭の返還を条件としております。

## (4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、当社及び子会社(Gravity Co., Ltd.を除く)の取締役、監査役及び執行役員等を被保険者として保険会社との間で役員等賠償責任保険(D&O保険)契約を締結しており、被保険者が株主代表訴訟等を提起され損害賠償を請求された場合及び被保険者が損害賠償請求を受け職務に起因する第三者に対する損害を賠償した場合の法律上の損害賠償金及び争訟費用等について填補することとし、保険料を全額当社が負担しております。

## (5) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

### ① 取締役報酬等の内容の決定に関する方針について

取締役の報酬等については、固定報酬、業績連動報酬及び株式報酬型ストック・オプションで構成するものとし、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内において決定しております。ただし、業務執行取締役以外の取締役の報酬は、業務執行を行わず経営に対して監督・助言する立場にあることを踏まえて、固定報酬のみで構成することとしております。

なお、報酬水準等については、構成員の過半数を独立社外取締役、委員長を独立社外取締役とする任意の指名・報酬委員会において審議し、取締役会に答申する体制としております。

また、当社は、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を以下のとおり定めております。

イ. 基本報酬に関する方針

各取締役の基本報酬は、金銭報酬の固定報酬とし、業績・経営環境等を踏まえて、役位や職責等に応じて個人別の報酬額を決定しております。具体的配分の決定については、取締役会の決議により指名・報酬委員会に一任しております。

ロ. 業績連動報酬に関する方針

業務執行取締役の業績向上に対するインセンティブを一層高めるという観点から、業務執行取締役に対して業績連動報酬を支給することとしております。当該報酬は連結営業利益を指標とし、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内において、各取締役の役位に応じたポイントをもとに個人別の報酬額を決定しております。当該報酬額の計算方法については、株主総会において定めた算式をもとに指名・報酬委員会で審議し、取締役会において決議することとしております。

ハ. 非金銭報酬等に関する方針

株主重視の経営意識並びに中長期的な当社の業績拡大及び企業価値増大に対する意欲及び士気を従来以上に向上させるという観点から、業務執行取締役に対して株式報酬型ストック・オプションを付与しております。その公正価値の算定にあたっては付与時点の株価が考慮され、その個別の取締役に付与する個数は、固定報酬と同様、個別の取締役の役位や職責等を考慮して決定しております。その決定にあたっては独立社外取締役を含む取締役会において決議することとしております。

ニ. 報酬等の割合に関する方針

固定報酬、業績連動報酬及び株式報酬型ストック・オプションの個人別の報酬等の額に対する割合については、一定の水準に固定することはせず、インセンティブとして効果的に機能し得る範囲を考慮し、決定することとしております。

ホ. 報酬等の付与時期や条件に関する方針

取締役の固定報酬は、毎月同額を支給しております。また、業績連動報酬及び株式報酬型ストック・オプションは、会社が適切と認める時期に支給することとしております。

② 当事業年度に係る報酬等の総額等

| 役員区分             | 報酬等の総額<br>(百万円) | 報酬等の種類別の総額 (百万円) |             |                         | 対象となる役員の数<br>(名) |
|------------------|-----------------|------------------|-------------|-------------------------|------------------|
|                  |                 | 固定報酬             | 業績連動報酬      | 株式報酬型<br>ストック・<br>オプション |                  |
| 取締役<br>(うち社外取締役) | 391<br>(36)     | 218<br>(36)      | 24<br>( - ) | 147<br>( - )            | 10<br>(4)        |
| 監査役<br>(うち社外監査役) | 59<br>(12)      | 59<br>(12)       | -<br>( - )  | -<br>( - )              | 5<br>(4)         |
| 合計<br>(うち社外役員)   | 450<br>(48)     | 278<br>(48)      | 24<br>( - ) | 147<br>( - )            | 15<br>(8)        |

- (注) 1. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。使用人兼務取締役の使用人給与相当額は次のとおりであります。
- 使用人兼務取締役 4名 174百万円
2. 期末現在の人員数は取締役10名、監査役3名であります。なお、上記支給人員との相違は、2025年3月28日開催の第28期定時株主総会終結の時をもって退任した社外監査役2名が含まれていることによるものであります。
3. 業績連動報酬には、現時点で金額が確定しておりませんので、当事業年度に係る業績連動報酬引当金額を記載しております。
4. 非金銭報酬として、取締役に対して株式報酬型ストック・オプションを交付しております。当該株式報酬型ストック・オプションの内容及びその交付状況は交付書面省略事項「会社の新株予約権等に関する事項」に記載のとおりです。
5. 取締役の固定報酬については、2024年7月30日開催の臨時株主総会において年額300百万円以内（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）と決議しております（当該臨時株主総会決議時の取締役の員数は4名）。
- 取締役の業績連動報酬については、2023年3月30日開催の第26期定時株主総会において算定方法を定め、その報酬額を上記の固定報酬についての報酬枠とは別枠で、年額300百万円以内（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）と決議しております（当該定時株主総会決議時の業務執行取締役の員数は5名）。
- 取締役の株式報酬型ストック・オプションについては、2021年3月30日開催の第24期定時株主総会において、上記固定報酬限度枠とは別枠にて、株式報酬型ストック・オプションとして付与する新株予約権に関する報酬等の額を年額300百万円の範囲内及び付与する新株予約権の年間上限数を1,500個（普通株式150,000株）と設定する旨を決議しております（当該定時株主総会決議時の業務執行取締役の員数は5名）。
6. 監査役の報酬等については、2021年3月30日開催の第24期定時株主総会において年額70百万円以内と決議しております（当該定時株主総会終了時の監査役の員数は3名）。なお、取締役の職務の執行を監査する上での独立性を考慮し、株主総会の定める総額の範囲で、常勤・非常勤に応じた固定報酬のみを支給することとしており、監査役の個別報酬は、株主総会の決議の定める総額の範囲において、監査役の協議により決定しております。
7. 各取締役の固定報酬の額については、各取締役の職責に係る評価を指名・報酬委員会において独立的かつ客観的に行うことが従前以上に公正な評価の実現に繋がり、当社の報酬決定プロセスの透明性をより一層高めると考え、構成員の過半数を独立社外取締役、委員長を独立社外取締役とする指名・報酬委員会に一任しております。なお、当事業年度における指名・報酬委員会の体制については以下のとおりであります。
- 委員長 宮川圭治氏（独立社外取締役）、委員 田中晋氏（独立社外取締役）、委員 吉田康二氏（取締役）
8. 当事業年度に係る各取締役の固定報酬の額については、指名・報酬委員会において、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内において、当社全体の業績・経営環境等を踏まえて、各取締役の役位や職責等を考慮して検討のうえ決定しております。業務執行取締役に対する業績連動報酬は、業績向上に対する意識を高めるために連結営業利益を指標としており、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内において、株主総会で定めた算式をもとに指名・報酬委員会が審議し、取締役会で決定しております。当事業年度の連結営業利益の実績は、事業報告「1. 企業集団の現況に関する事項（2）財産及び損益の状況」に記載のとおりです。株式報酬型ストック・オプションについては、株主総会で決議された報酬限度額及び付与する新株予約権の年間上限数の範囲内において、インセンティブ報酬として効果的に機能し得る範囲を考慮しつつ、各取締役の役位や職責等を踏まえて指名・報酬委員会において審議し、取締役会で決定しております。
- 以上により、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容は、取締役会で決議された決定方針に沿うものであると判断しております。
9. 当社元従業員による不正行為について、調査の結果、当該元従業員による単独の不正行為であり、その他の役職員の関与がないことが確認されておりますが、本件の経営責任を明確にするため、指名・報酬委員会での審議を踏まえ、2025年8月より3か月間、社外取締役及び非常勤取締役を除く全ての取締役（5名）は固定報酬を10%～30%減額しております。

## (6) 社外役員に関する事項

### ① 重要な兼職先と当社との関係

- イ. 取締役 大西秀亜氏は、合同会社インテグリティの共同代表、株式会社アバージェンスの代表取締役及び株式会社キューブの社外取締役を兼務しております。なお、当社と上記各会社との間には特別の関係はありません。
- ロ. 取締役 宮川圭治氏は、リンカーン・インターナショナル株式会社のシニアアドバイザー及びH.U.グループホールディングス株式会社の社外取締役を兼務しております。なお、当社と上記各会社との間には特別の関係はありません。
- ハ. 取締役 原悦子氏は、アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業のパートナー弁護士及び関西電力株式会社の社外取締役（監査委員会委員）を兼務しております。なお、当社と上記事務所及び上記会社との間には特別の関係はありません。
- ニ. 監査役 吉川知宏氏は、吉川法律事務所の代表及び三菱化工機株式会社の社外取締役（監査等委員）を兼務しております。なお、当社と上記事務所及び上記会社との間には特別の関係はありません。
- ホ. 監査役 根本真孝氏は、リーダーズサポート公認会計士事務所の代表及びリーダーズサポート税理士法人の代表社員を兼務しております。なお、当社と上記事務所及び上記法人との間には特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

| 区分  | 氏名    | 出席状況、発言状況及び<br>社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要                                                                                                                                                                                                                       |
|-----|-------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 取締役 | 大西 秀亜 | <p>当事業年度に開催された取締役会14回すべてに出席いたしました。主に会社経営者としての豊富な経験及び幅広い見識に基づく見地から、独立役員として取締役会において助言及び提言を行っております。また、取締役会の意思決定において適正性の確保と客観的立場からの監督機能・役割を適切に果たしております。</p>                                                                                                        |
| 取締役 | 宮川 圭治 | <p>当事業年度に開催された取締役会14回中13回に出席いたしました。主に金融サービス業の経営者としての豊富な経験と専門的見地から、独立役員として取締役会において助言及び提言を行っております。また、取締役会の意思決定において適正性の確保と客観的立場からの監督機能・役割を適切に果たしております。</p> <p>また、独立社外取締役として、指名・報酬委員会の委員長を務め、指名・報酬委員会において、取締役報酬制度の見直しについて審議・検討を行い、取締役会への答申を行うなど重要な職責を果たしております。</p> |
| 取締役 | 田中 晋  | <p>当事業年度に開催された取締役会14回すべてに出席いたしました。主に国内外のゲーム事業に関する豊富な経験と高い知見から、独立役員として取締役会において助言及び提言を行っております。また、取締役会の意思決定において適正性の確保と客観的立場からの監督機能・役割を適切に果たしております。</p> <p>また、独立社外取締役として、指名・報酬委員会の委員を務め、指名・報酬委員会において、取締役報酬制度の見直しについて審議・検討を行い、取締役会への答申を行うなど重要な職責を果たしております。</p>      |
| 取締役 | 原 悦子  | <p>当事業年度に開催された取締役会14回すべてに出席いたしました。主に弁護士としての豊富な経験及び高い知見に基づく見地から、独立役員として取締役会において助言及び提言を行っております。また、取締役会の意思決定において適正性の確保と客観的立場からの監督機能・役割を適切に果たしております。</p>                                                                                                           |

| 区分  | 氏名    | 出席状況、発言状況及び<br>社外取締役役期待される役割に関して行った職務の概要                                                                                                                  |
|-----|-------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 監査役 | 吉川 知宏 | 2025年3月28日の就任以降、当事業年度において開催された取締役会11回、監査役会11回すべてに出席いたしました。主に弁護士としての豊富な経験及び深い見識に基づく見地から、独立役員として取締役会において助言及び提言を行っております。また、監査役会においても適宜、必要な発言を行っております。        |
| 監査役 | 根本 真孝 | 2025年3月28日の就任以降、当事業年度において開催された取締役会11回、監査役会11回すべてに出席いたしました。主に公認会計士及び税理士としての豊富な経験及び深い見識に基づく見地から、独立役員として取締役会において助言及び提言を行っております。また、監査役会においても適宜、必要な発言を行っております。 |

※当社が2025年8月14日付で公表した「当社の元従業員による不正行為について」のとおり、当社の幹部級職員であった元従業員（以下「当該元従業員」といいます。）が、過去数年にわたり、単独で、架空の業務発注を介し、会社資金を流用するなどの不正行為（以下「本件不正行為」といいます。）に及んでいたことが判明いたしました。これを受け、当社は、独立社外監査役である吉川知宏氏及び根本真孝氏を中心とする社内調査チームを組成し、外部の法律事務所及び会計事務所のフォレンジックチームの支援を得て、当該元従業員を含む関係者からのヒアリング、当該元従業員が使用する端末のデジタルフォレンジック等による本件不正行為に関する詳細な事実関係の調査、類似事案の有無の調査、原因分析及び再発防止策の立案を進め、2025年12月17日付で公表した「(開示事項の経過)当社の元従業員による不正行為について」のとおり、当該調査結果を受けて社内体制を真摯に検証の上、複数の再発防止策を粛々と実行するとともに、取締役会において本件不正行為に関する再発防止策を積極的に議論・検討しております。

独立社外取締役の大西秀亜氏、宮川圭治氏、田中晋氏及び原悦子氏並びに独立社外監査役の吉川知宏氏及び根本真孝氏は、日頃から取締役会等において、グループガバナンスやコンプライアンス遵守等の視点に立った助言を行っており、本件不正行為の判明後には、取締役会等において、事実関係の全容解明、原因究明のための徹底した調査を求めるとともに、社内調査チームの報告及び提言を踏まえ、再発防止に向けたグループガバナンス体制の強化、コンプライアンス遵守の徹底及び体制の整備等に関する提言を行うなど、その職責を果たしております。

## 4. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、継続的に利益を確保し、安定的に株主の皆様へ還元することを重要な経営課題の一つとして認識しております。株主の皆様へは、企業価値の長期的な向上を図りつつ、経営環境、業績、財務の健全性、成長投資を総合的に勘案しながら、利益還元を行っております。株主還元の実施に際しては、利益水準やその見通しに応じた安定的な配当に加えて、機動的な自己株式取得を組み合わせることを基本方針としております。

具体的には、配当については、資本効率を意識した経営と安定的かつ継続的な株主還元の両立を図るため、連結配当性向に加え、株主資本配当率（DOE）を導入しDOE 4%を指標としつつ、連結配当性向も50%以上とする方針です。また、自己株式の取得については、市場株価や当社の財務状況等も勘案しつつ、資本収益性の向上に資する機動的な資本政策と位置付けており、取締役会での決定に基づき継続的に実施していく方針です。

当期の期末配当は、上記の配当方針に鑑み、1株当たり普通配当90円00銭とさせていただきます。2026年3月30日開催予定の取締役会において決議する予定です。

なお、剰余金の配当は株主総会によらず取締役会決議により行うことができる旨を定款で定めております。

## 連結貸借対照表

(2025年12月31日現在)

(単位：百万円)

| 科 目             | 金 額     | 科 目                   | 金 額     |
|-----------------|---------|-----------------------|---------|
| 資 産 の 部         |         | 負 債 の 部               |         |
| 流 動 資 産         | 153,750 | 流 動 負 債               | 15,368  |
| 現金及び預金          | 130,474 | 買 掛 金                 | 5,817   |
| 売掛金及び契約資産       | 10,130  | 未 払 法 人 税 等           | 592     |
| 有 価 証 券         | 5,775   | 業 績 連 動 報 酬 引 当 金     | 24      |
| 商 品             | 47      | そ の 他                 | 8,934   |
| そ の 他           | 7,389   | 固 定 負 債               | 2,773   |
| 貸 倒 引 当 金       | △67     | 長 期 未 払 金             | 1,348   |
| 固 定 資 産         | 15,723  | 退 職 給 付 に 係 る 負 債     | 30      |
| 有 形 固 定 資 産     | 1,412   | そ の 他                 | 1,394   |
| 無 形 固 定 資 産     | 568     | 負 債 合 計               | 18,141  |
| ソ フ ト ウ エ ア     | 366     | 純 資 産 の 部             |         |
| そ の 他           | 201     | 株 主 資 本               | 119,167 |
| 投 資 そ の 他 の 資 産 | 13,743  | 資 本 金                 | 5,338   |
| 繰 延 税 金 資 産     | 7,542   | 資 本 剰 余 金             | 5,487   |
| そ の 他           | 6,201   | 利 益 剰 余 金             | 152,249 |
|                 |         | 自 己 株 式               | △43,908 |
|                 |         | そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 | 2,689   |
|                 |         | 為 替 換 算 調 整 勘 定       | 2,689   |
|                 |         | 新 株 予 約 権             | 1,160   |
|                 |         | 非 支 配 株 主 持 分         | 28,315  |
|                 |         | 純 資 産 合 計             | 151,333 |
| 資 産 合 計         | 169,474 | 負 債 純 資 産 合 計         | 169,474 |

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結損益計算書

（ 2025年1月1日から  
2025年12月31日まで ）

（単位：百万円）

| 科 目             | 金 額   |        |
|-----------------|-------|--------|
| 売上高             |       | 93,242 |
| 売上原価            |       | 50,913 |
| 売上総利益           |       | 42,328 |
| 販売費及び一般管理費      |       | 37,271 |
| 営業利益            |       | 5,056  |
| 営業外収益           |       |        |
| 受取利息            | 1,809 |        |
| その他             | 132   | 1,941  |
| 営業外費用           |       |        |
| 支払利息            | 29    |        |
| 自己株式取得費用        | 2     |        |
| 為替差損            | 183   |        |
| その他             | 2     | 217    |
| 経常利益            |       | 6,780  |
| 特別損失            |       |        |
| 減損損失            | 203   | 203    |
| 税金等調整前当期純利益     |       | 6,576  |
| 法人税、住民税及び事業税    |       | 2,688  |
| 法人税等調整額         |       | △403   |
| 当期純利益           |       | 4,291  |
| 非支配株主に帰属する当期純利益 |       | 2,883  |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 |       | 1,407  |

（注）記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 貸借対照表

(2025年12月31日現在)

(単位：百万円)

| 科 目      | 金 額    | 科 目       | 金 額     |
|----------|--------|-----------|---------|
| 資 産 の 部  |        | 負 債 の 部   |         |
| 流動資産     | 75,622 | 流動負債      | 4,548   |
| 現金及び預金   | 67,055 | 買掛金       | 244     |
| 売掛金      | 3,870  | 未払金       | 1,888   |
| 前払費用     | 1,812  | 未払費用      | 132     |
| その他の     | 2,884  | 未払法人税等    | 29      |
| 固定資産     | 12,002 | 業績連動報酬引当金 | 24      |
| 有形固定資産   | 208    | その他       | 2,228   |
| 建物       | 127    | 固定負債      | 1,761   |
| 器具備品     | 80     | 長期未払金     | 1,245   |
| 無形固定資産   | 87     | 資産除去債務    | 515     |
| ソフトウェア   | 4      | 負債合計      | 6,309   |
| その他      | 83     | 純 資 産 の 部 |         |
| 投資その他の資産 | 11,706 | 株主資本      | 80,155  |
| 関係会社株式   | 1,003  | 資本金       | 5,338   |
| 長期前払費用   | 24     | 資本剰余金     | 5,331   |
| 繰延税金資産   | 6,861  | 資本準備金     | 5,331   |
| 敷金及び保証金  | 3,839  | 利益剰余金     | 113,394 |
| 貸倒引当金    | △23    | その他利益剰余金  | 113,394 |
|          |        | 繰越利益剰余金   | 113,394 |
|          |        | 自己株式      | △43,908 |
|          |        | 新株予約権     | 1,160   |
|          |        | 純資産合計     | 81,315  |
| 資産合計     | 87,625 | 負債純資産合計   | 87,625  |

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書  
 ( 2025年1月1日から )  
 ( 2025年12月31日まで )

(単位：百万円)

| 科 目          | 金 額 |        |
|--------------|-----|--------|
| 売上高          |     | 33,579 |
| 売上原価         |     | 13,086 |
| 売上総利益        |     | 20,492 |
| 販売費及び一般管理費   |     | 24,195 |
| 営業損失         |     | 3,702  |
| 営業外収益        |     |        |
| 受取利息         | 126 |        |
| 為替差益         | 11  |        |
| 和解金          | 82  |        |
| その他          | 15  | 235    |
| 営業外費用        |     |        |
| 自己株式取得費用     | 2   |        |
| その他          | 0   | 2      |
| 経常損失         |     | 3,470  |
| 特別利益         |     |        |
| 貸倒引当金戻入額     | 0   | 0      |
| 特別損失         |     |        |
| 関係会社株式評価損    | 581 | 581    |
| 税引前当期純損失     |     | 4,051  |
| 法人税、住民税及び事業税 |     | △37    |
| 法人税等調整額      |     | △360   |
| 当期純損失        |     | 3,653  |

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2026年2月20日

ガンホー・オンライン・エンターテイメント株式会社  
取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人  
東京事務所

|                    |       |    |     |
|--------------------|-------|----|-----|
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 林  | 壮一郎 |
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 村田 | 賢士  |

### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、ガンホー・オンライン・エンターテイメント株式会社の2025年1月1日から2025年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ガンホー・オンライン・エンターテイメント株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は2026年2月13日開催の取締役会において、自己株式の取得及び消却に係る事項について決議している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 会計監査人の監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2026年2月20日

ガンホー・オンライン・エンターテイメント株式会社  
取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人  
東京事務所

|                    |       |    |     |
|--------------------|-------|----|-----|
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 林  | 壮一郎 |
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 村田 | 賢士  |

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ガンホー・オンライン・エンターテイメント株式会社の2025年1月1日から2025年12月31日までの第29期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は2026年2月13日開催の取締役会において、自己株式の取得及び消却に係る事項について決議している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査役会の監査報告

### 監査報告書

当監査役会は、2025年1月1日から2025年12月31日までの第29期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人PwC Japan有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人PwC Japan有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年2月27日

ガンホー・オンライン・エンターテイメント株式会社 監査役会

常勤監査役 越 智 政 人 ⑩

監 査 役 吉 川 知 宏 ⑩

監 査 役 根 本 真 孝 ⑩

注) 監査役吉川知宏及び監査役根本真孝は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

# 株主総会 会場のご案内

会場

グランドプリンスホテル新高輪「国際館パミール」  
東京都港区高輪三丁目13番1号  
電話：03-3442-1111

交通

JR又は京浜急行「品川」駅(高輪口) 下車 | 高輪口(西口)より徒歩約8分  
都営地下鉄浅草線「高輪台」駅 下車 | A1出口より徒歩約6分

## 最寄駅からのアクセス

